

令和2年3月26日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成30年(ワ)第9681号 名誉棄損等請求事件

口頭弁論終結日 令和2年1月14日

判 決

5 奈良県橿原市地黄町172番2号

原 告 吉 井 康 雄

大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号

被 告 学 校 法 人 大 阪 経 済 大 学

(以下「被告大学」という。)

10 同 代 表 者 理 事 長 藤 本 二 郎

大阪市東淀川区大隅二丁目2番8号 学校法人大阪経済大学内

被 告 北 村 實

(以下「被告北村」という。)

同 所

15 被 告 池 島 真 策

(以下「被告池島」という。)

同 所

被 告 井 形 浩 治

(以下「被告井形」という。)

20 被告ら訴訟代理人弁護士 俵 正 市

同 寺 内 則 雄

同 板 谷 直 樹

主 文

1 被告大学は、原告に対し、20万円及びこれに対する平成28年7月23日から
25 ら支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。

- 3 訴訟費用はこれを50分し、その1を被告大学の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

5 被告らは、原告に対し、連帯して1000万円及びこれに対する平成28年7月23日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、被告大学の経営学部の教授であった原告が、被告大学並びに被告大学の経営学部の教授であった被告北村、被告池島及び被告井形に対し、同被告らが、
10 原告が被告大学に対して名誉毀損や業務妨害をしているとの旨を記載した文書を掲示するなどした行為により、原告の名誉が毀損されたと主張して、被告北村、被告池島、被告井形に対しては不法行為に基づき、被告大学に対しては不法行為又は使用者責任に基づき、連帯して損害賠償金1000万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月23日から支払済みまで民法所定の年5
15 分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

2 前提事実（当事者間に争いがないか、後掲の証拠又は弁論の全趣旨によって容易に認められる事実及び当裁判所に顕著な事実）

(1) 当事者等

ア 被告大学は、大阪経済大学を運営する学校法人である。被告大学には、経済学部、経営学部、情報社会学部、人間科学部が設置されており（以下、被告大学の経営学部を、単に「経営学部」という。）、経営学部には、学部長の諮問に基づいてカリキュラムの編成、各年度の授業担当、科目担当の人事案件を審議・検討するために8人で構成されるカリキュラム検討委員会が設置されている。

25 被告大学の就業規則においては、教員の定年は満67歳であり、定年に達したときは、当該年度の末日をもって退職するものと定められている。（甲

1)

イ 原告は、平成9年4月から経営学部の教授として被告大学に勤務し、満67歳に達した当該年度の末日である平成25年3月31日をもって被告大学を退職した。

ウ 被告池島は、経営学部の教授であり、平成22年12月頃から経営学部の副学部長兼カリキュラム検討委員会の委員長を務め、平成25年度以降は経営学部の学部長及び被告大学の理事を務めている（甲4、弁論の全趣旨）。

エ 被告井形は、経営学部の教授であり、平成22年10月から平成25年3月まで経営学部の学部長及び被告大学の理事を務めており（甲7）、現在は被告大学の評議員を務めている。

オ 被告北村は、経営学部の教授であり、平成14年2月から平成17年3月まで経営学部の学部長を、同年4月から平成19年3月まで経営学部の副学部長を、平成20年4月から平成22年3月まで経営学部の学部長を務めており（甲7）、後記別件訴訟1が係属していた時期にはカリキュラム検討委員会の委員を務め、後記別件訴訟1及び2が係属していた時期には被告大学の総務担当理事を務めていた。

(2) 原告の特任教員への任用申請に関する経緯

ア 被告大学においては、平成21年11月27日に「特任教員任用規程」が設けられ、同規程は平成22年4月1日から施行された。

同規程には、被告大学の教育、研究水準の向上のために特に必要があると認められるときは、同大学に6年以上勤務し定年退職した専任教員のうち一定の基準をみたした者等を特任教員として任用することができる旨の定めがある。（甲1）

イ 原告は、平成24年9月末頃、被告井形に対し、「3カ年講義計画」等の所定の書面を提出し、特任教員への任用を希望する意向を明らかにした（甲1）。

ウ 平成24年10月12日開催のカリキュラム検討委員会において、原告が

被告井形に提出した「3カ年講義計画」についての検討が行われた。その後、カリキュラム検討委員会の委員長であった被告池島は、検討の結果を被告井形に報告した。(甲1)

エ 被告井形は、同月15日、原告に対し、カリキュラム検討委員会の総意として、原告の担当する授業のほとんどは、不必要又は必要度が低いという結論になったと述べ、特任教員への任用申請を辞退するよう求めた。これに対し、原告は、特任教員への任用申請を辞退する意思はなく、手続を進めて欲しいとの意向を示した(甲5, 79)。

オ 被告井形は、平成24年10月16日、学長と協議し、同日、原告に対し、書類上の「不備」がある候補者の申請は受理しておらず、特任教員推薦委員会の開催も不可能であるとの回答であり、今後、手続を進めていくことは事実上不可能となったなどと記載したメールを送信した(甲6)。

カ 平成24年11月16日、被告大学経営学部の教授会が開催され、原告の特任教員への任用申請が不受理となったことなどが報告された(甲25)。

(3) 別件訴訟1

ア 第1審

原告は、平成25年6月、被告大学、被告井形及び被告池島を被告として訴訟(大阪地方裁判所平成25年(ワ)第5815号地位確認等請求事件)を提起し、同訴訟において、原告が、被告大学を定年で退職する時期を迎えるにあたって被告大学の特任教員への任用申請をしようとしたところ、被告井形及び被告池島が当該申請を妨害し、手続を進めなかったために特任教員に任用されなかったと主張して、(ア)①主位的に、被告大学に対し、原告が被告大学の特任教員の地位にあることの確認並びに同地位に基づく給与月額35万3750円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、②予備的に、任用申請を妨害せずに手続を進めていれば特任教員に任用された蓋然性が高かったとして、被告井形、被告池島及び被告大学に対し、不法行為(民法

709条又は715条)に基づく損害賠償として、任用されていれば得られたであろう給与相当額計1273万5000円の連帯支払を求めるとともに、(イ)被告井形及び被告池島が原告の上記申請を妨害した行為が不法行為に当たるとして、被告井形、被告池島及び被告大学に対し、不法行為(民法709条又は715条)に基づく損害賠償請求として、慰謝料100万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求めた。

同訴訟においては、平成26年9月30日、上記(イ)の請求のうち、被告井形の行為についてのみ不法行為の成立を認め、被告井形及び被告大学に対する損害賠償請求を慰謝料30万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余の請求を棄却する旨の判決が言い渡された(甲1)。

イ 控訴審

これに対し、原告が控訴し、被告井形及び被告大学が附帯控訴した(大阪高等裁判所平成26年(ネ)第2955号地位確認等請求控訴事件及び同平成27年(ネ)第176号同附帯控訴事件。これらと原審である大阪地方裁判所平成25年(ワ)第5815号地位確認等請求事件を合わせて、「別件訴訟1」という。)

控訴審では、平成27年4月23日、上記アの(イ)の請求につき、被告井形と被告池島が、原告の特任教員への任用申請に際し、相互に意を通じた上、カリキュラム検討委員会が原告の授業担当計画を承認しなかったという口実を設け、あえて任用申請の手続を進めなかったとの事実を認定して、両名の行為につき不法行為の成立を認め、被告池島、被告井形及び被告大学に対する慰謝料80万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で認容し、その余を棄却する旨の判決が言い渡され、その頃、同判決が確定した(甲2)。

(4) 原告によるウェブページの公開等

原告は、別件訴訟1の係属中、遅くとも平成26年4月22日までに、イン

ターネット上に「大阪経済大学パワハラ訴訟，経営学部執行部（井形浩治，池島真策，北村實，二宮正司，樋口克次）によるパワハラ」と題するウェブページ（以下「本件ウェブページ」という。）を作成して公開し，本件ウェブページ上に「◆大経大経営学部，特定の歴代学部執行部によるパワハラ／アカハラ訴訟の全貌を情報公開する」と題し，別件訴訟１の進行に応じて審理の内容やこれに関する原告の意見等を記載した記事（以下「本件記事」という。）を順次投稿した。

また，原告は，本件ウェブページ及び本件記事において，経営学部の教授会及び被告大学の合同教授会における議事内容を公開した。その中には，出席者の了解を得ることのないまま秘密裡に録音した音声データ等を反訳したものが含まれていた。

(5) 別件訴訟 2

ア 第 1 審

被告大学は，平成 27 年 10 月 1 日，原告を被告として訴訟を提起し（大阪地方裁判所平成 27 年（ワ）第 9715 号損害賠償等請求本訴事件），同訴訟において，被告大学は，原告が，①本件ウェブページに本件記事を順次投稿し，②被告大学教授会の議事内容を上記記事等において公開した行為について，(ア)上記①の行為により名誉を毀損され，業務遂行権を侵害されたとし，上記②の行為により被告大学教授会の議事内容の秘密を侵害されたとし，不法行為に基づく損害賠償金 1500 万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めるとともに，(イ)上記①の行為について，人格権侵害又は業務遂行権侵害に基づく妨害排除請求として，主位的に本件ウェブページの削除を求め，予備的に本件ウェブページ上のタイトル及び本件記事並びに本件ウェブページ上のリンク先ファイルの削除を求めた。

これに対し，原告は，被告大学を反訴被告として，上記訴訟提起が不法行為に当たるとして，不法行為に基づく損害賠償金 50 万円及びこれに対する

遅延損害金の支払を求める反訴を提起した（大阪地方裁判所平成28年（ワ）第9253号損害賠償等請求反訴事件）。

上記本訴、反訴事件においては、平成29年6月13日、本件ウェブページ及び本件記事において、被告大学教授会の議事内容を公開した行為を不法行為と認めて損害賠償金30万円及びその遅延損害金の支払を求める限度で認容し、本件ウェブページ及び本件記事において摘示したその余の事実については、真実性・真実相当性の抗弁が認められるとして、その余の本訴請求をいずれも棄却し、反訴請求も棄却する旨の判決が言い渡された。（甲7）

イ 控訴審

これに対して、原告及び被告大学の双方が控訴したところ（ただし、被告大学の控訴は、1審判決を変更して損害賠償請求として200万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度での一部変更と本件ウェブページ等の削除を求めるものであり、原告の控訴は、本訴請求に関する敗訴部分のみの棄却を求めるものである。平成29年（ネ）第1843号損害賠償等本訴、同反訴請求控訴事件。これと大阪地方裁判所平成27年（ワ）第9715号損害賠償等本訴請求事件及び同平成28年（ワ）第9253号損害賠償等反訴請求事件とを合わせて「別件訴訟2」という。）、控訴審では、平成30年2月23日、いずれの控訴も棄却する旨の判決が言い渡された（甲8）。

(6) 草薙信照に対する減給処分

原告は、平成24年10月19日、原告の研究室において、当時被告大学の副学長であった草薙信照との間で、原告が被告井形から特任教員への任用申請を辞退するよう求められたことなどについて雑談を交わし、草薙信照は、その雑談の中で、「パワハラで訴えるか。」などと述べた（甲9, 10）。

原告は、草薙信照との間の上記会話を同人に無断で録音しており、別件訴訟1において同録音の反訳書を書証として提出した（甲9, 弁論の全趣旨）。

被告大学は、平成27年8月7日、草薙信照に対し、同人が上記発言等で原

告を鼓舞したことなどを理由に、「始末書を提出させ、給与月額10分の1を総額より減ずる。」旨の減給処分を行った。

(7) 別件訴訟3

草薙信照は、平成27年8月14日、被告大学を被告として、上記減給処分を受けたことについて、当該減給処分には根拠となる事実がなく、事実の評価を誤ったものであるから無効であるなどと主張し、労働契約に基づき当該減給処分の無効確認を求める訴訟を提起した（大阪地方裁判所平成27年（ワ）第8053号懲戒処分無効確認請求事件（以下「別件訴訟3」という。）。甲10、11）。

別件訴訟3は、裁判上の和解により終了し、同和解によって、草薙信照に対する当該減給処分は撤回された。

(8) 本件訴訟の提起

原告は、平成30年10月30日、本件訴訟を提起した。

(9) 時効援用の意思表示

ア 被告らは、原告に対し、平成31年1月17日の本件第1回口頭弁論期日において、後記名誉毀損NO1ないし29の各行為を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

イ 被告らは、原告に対し、平成31年3月20日の本件第1回弁論準備手続期日において、後記名誉毀損NO30の行為を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

ウ 被告らは、原告に対し、令和元年5月21日の本件第2回弁論準備手続期日において、後記名誉毀損NO31、32の各行為を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

エ 被告らは、原告に対し、令和2年1月14日の本件第6回弁論準備手続期日において、後記名誉毀損NO36の行為を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権の消滅時効を援用する旨の意思表示をした。

3 争点及び争点に関する当事者の主張

(原告の主張)

(1) 名誉毀損NO1ないし35

名誉毀損の成立についての原告の主張は、別紙（原告の主張する名誉毀損）
のとおりである（以下、別紙（原告の主張する名誉毀損）にNO1ないし35
として記載されている各名誉毀損行為を、それぞれ名誉毀損NO1ないし35
と呼称する。）。
5

(2) 名誉毀損NO36

加えて、平成12年頃、被告北村が、被告井形に対して他の大学に非常勤講
師として勤務することを認める一方で、原告に対しては、「情報通信総合研究
所の客員研究員及び羽衣学園の非常勤講師を辞めるように」と指示した行為
（以下「名誉毀損NO36」という。）について、原告の社会的信用・評価を貶
めるものであり、名誉毀損が成立する。
10

(3) 業務執行性及び共同不法行為

被告北村、被告池島及び被告井形は、いずれも経営学部の教授であり、被告
大学の職務の執行として、共同して、名誉毀損NO1ないし36の各行為を行
った。
15

(4) 損害

名誉毀損NO1ないし36により原告に生じた損害の額は、1000万円を
下らない。
20

(5) よって、名誉毀損NO1ないし36について、被告北村、被告池島及び被告 井形は不法行為責任（共同不法行為）を負い、被告大学は、不法行為又は使用 者責任を負う。

(6) 時効消滅（抗弁）に対する原告の反論

被告は本件の名誉毀損NO1ないし32及び36を理由とする不法行為に
基づく損害賠償請求権について時効により消滅したと主張するが、これらの各
25

名誉毀損については民法724条前段の適用の前提を欠く。

同条が適用されとしても、原告が上記各名誉毀損の加害者及び損害を知ったのは平成28年7月頃であるから、これらの不法行為に基づく損害賠償請求権は時効消滅していない。

5

(被告らの主張)

(1) 名誉毀損NO1ないし29及び36について(時効消滅—抗弁)

10

名誉毀損NO1ないし29及び36の各行為は平成12年から平成25年までに行われたものであり、いずれも原告が直接関係する事象であるから、原告は、各行為当時に損害の発生を知り、原告において加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下で、その可能な程度に損害及び加害者を知った。したがって、上記各行為に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は民法724条前段に基づき時効により消滅した。

(2) 名誉毀損NO30について

15

ア 名誉毀損NO30の行為に名誉毀損が成立することについて否認ないし争う。

20

名誉毀損NO30に係る被告大学作成の「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」と題する文書(別紙文書1)は、原告が別件訴訟1の証拠関係資料をインターネット上に掲載していることが発覚し、原告の同行為が被告大学の学内外において問題となったため、被告大学の対処を明らかにすべく掲示したにすぎないのであるから、名誉毀損NO30は名誉毀損に該当しない。

25

被告大学は、別紙文書1を被告大学のホームページに掲載することはしないで掲示し、非公開の理事会、評議員会にのみ配布しただけであるから学外第三者への伝播可能性はなく、別紙文書1には名誉毀損及び業務妨害行為をした「元教員」が原告であるとは記載されていないのであるから、名誉毀損の対象も特定されていない。したがって、名誉毀損NO30は、原告の社会

的評価を低下させるものではなく、名誉毀損には当たらない。

さらに、別紙文書1の記載は、法的な意見ないし論評（見解）の表明であり、事実の摘示をするものではなく、別紙文書1記載の表現が原告に対する人身攻撃に及ぶものとまではいえないから、名誉毀損NO30は名誉毀損にも名誉感情侵害にも当たらない。

イ 時効消滅－抗弁

名誉毀損NO30の事実について、原告は別紙文書1の公表時（平成27年2月24日）にその事実を認識していたのであるから、その時点で損害及び加害者を知ったということができ、同事実に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は遅くとも平成30年3月には民法724条前段に基づき時効により消滅した。

(3) 名誉毀損NO31及び32について

ア NO31の田村理事の陳述書の記載及びNO32の佐藤理事長の陳述書の記載が原告に対する名誉毀損であることは否認する。

名誉毀損NO31に係る田村理事の陳述書及び名誉毀損NO32に係る訴外佐藤理事長の陳述書は、いずれも別件訴訟2における証拠とすること限定して裁判所に提出したものであり、第三者への伝播可能性は限定的であり、公然性はない。

イ 時効消滅－抗弁

名誉毀損NO31に係る陳述書（甲28）及び名誉毀損NO32に係る陳述書（甲27）は平成27年9月28日に別件訴訟2において証拠として提出されたものであるから、原告はその頃、名誉毀損NO31及び32に係る各陳述書の提出行為によって生じた損害の発生を現実認識し、原告においてその行為者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下で、その可能な程度に損害及び加害者を知ったものといえることができる。したがって、これらの不法行為に基づく損害賠償請求権は民法724条前段に基づき時効により

消滅した。

(4) 名誉毀損NO33, 34について

ア 名誉毀損NO33に係る木村学部長作成の「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」と題する文書（別紙文書2）及び名誉毀損NO34に係る被告井形、被告池島作成にかかる「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」と題する文書（別紙文書3）の各記載が原告に対する名誉毀損であることは否認する。

イ 別紙文書2は、別件訴訟1の控訴審判決が確定したことに伴い、平成28年に入って学内理事会は組合からの要求もあって本学各学部における特任教員の任用に関し各学部長（理事）に対し、所属学部における総括文の提出要請があり、これに基づき当時の経営学部の学部長であった木村学部長が学内理事に提出した文書であり、別紙文書3は、別件訴訟1の控訴審判決が確定したことに伴い、当時の経営学部の学部長であった木村学部長が経営学部における原告の特任教員への任用申請手続を再確認するために、被告井形及び被告池島に説明文の作成を求め、この求めに応じて被告井形及び被告池島が作成した文書であり、いずれの文書の記載も、原告の社会的信用・評価を低下させるものではない。

ウ 別紙文書2は、非公開の理事会のみに提出されたものを、別紙文書3は、非公開の経営学部教授会のみに提出されたものを、それぞれ別件訴訟2における証拠とすることに限定して裁判所に提出されたものであり、第三者への伝播可能性は限定的であり、公然性はない。

エ 名誉毀損NO33に係る別紙文書2及び名誉毀損NO34に係る別紙文書3は、いずれも法的な意見ないし論評（見解）の表明であり、「事実の適示」をするものではない。

(5) 名誉毀損NO35について

ア 名誉毀損NO35に係る別件訴訟3における被告北村の証言が、被告大学

の規程の趣旨から外れ、原告に対する名誉毀損であるとの点は、否認する。

イ 名誉毀損NO35に係る被告北村の証言について、第三者への伝播可能性は限定的であり、公然性はない。

第3 当裁判所の判断

5 1 名誉毀損NO1ないし29, 31, 32及び36の消滅時効の成否

(1) 民法724条前段の「損害及び加害者を知った時」とは、被害者において、加害者に対する賠償請求をすることが事実上可能な状況の下に、それが可能な程度に損害及び加害者を知った時を意味し（最高裁昭和48年11月16日第二小法廷判決・民集27巻10号1374頁参照）、同条にいう被害者が損害を知った時とは、被害者が損害の発生を現実認識した時をいうと解するのが相当である（最高裁平成14年1月29日第三小法廷判決・民集56巻1号218頁参照）。

ア 名誉毀損NO1ないし29及び36について

原告が主張する名誉毀損NO1ないし29及び36の各行為は平成12年から平成25年までの間に行われたものであり、いずれも原告が直接関係する事象であり、その行為者を各行為当時に認識できるものであった。したがって、原告は各行為当時に損害の発生を現実認識し、原告においてその行為者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下で、その可能な程度に損害及び加害者を知ったものといえることができる。

本件訴訟の訴え提起時である平成30年10月30日の時点で、上記各行為のうち最後の行為（名誉毀損NO29）がなされた平成25年1月18日から3年後である平成28年1月18日が経過しているのであるから、仮に、上記各行為について、原告の主張するとおり不法行為に基づく損害賠償請求権が発生したとしても、本件訴えの提起時には民法724条前段の消滅時効期間が経過していたため、前記第2の2(9)ア及びエの時効援用の意思表示により消滅したといえることができる。

イ 名誉毀損NO31及び32について

証拠（乙3）及び弁論の全趣旨によれば、名誉毀損NO31に係る陳述書（甲28）の提出及び名誉毀損NO32に係る陳述書（甲27）は平成27年10月1日に別件訴訟2の訴え提起に際し、証拠として大阪地方裁判所に提出され、原告は遅くとも平成27年10月30日までは上記各陳述書を受領したものと認められる。そうすると、原告はその時点で名誉毀損NO31及び32に係る各陳述書の提出行為及びこれによって生じた損害の発生を現実認識し、原告においてその行為者に対する賠償請求が事実上可能な状況の下で、その可能な程度に損害及び加害者を知ったものといえることができる。

そうすると、本件訴訟の訴え提起時である平成30年10月30日の時点で、原告が上記各陳述書を受領した時点から3年が経過しているといえるから、仮に、名誉毀損NO31及び32について、原告の主張するとおり不法行為に基づく損害賠償請求権が発生したとしても、本件訴えの提起時には民法724条前段の消滅時効期間が経過していたため、前記第2の2(9)ウの時効援用の意思表示により消滅したといえることができる。

- (2) 原告は、民法724条前段の適用の前提として、当該不法行為が未知の当事者間において予期しない偶然の事故に基づいて発生したものであること、その加害者が極めて不安定な立場にあることを要すると解釈した上、名誉毀損NO1ないし29、31、32及び36についてはこのような前提を欠くから同条は適用されないと主張するが、民法724条前段の適用につきこのような前提を要するとの原告の主張は、独自の見解にすぎず、採用できない。

また、原告は、名誉毀損NO1ないし29、31、32及び36の加害者及び損害を知った時とは、法的知識に基づいて上記各行為を名誉毀損と法的構成できることを認識した時点であると主張するが、「損害及び加害者を知った時」の意義については、上記(1)で述べたとおりであり、上記各行為を名誉毀損と法

的構成できることまで要しないのであるから、上記の原告の主張は採用できない。

2 名誉毀損NO30について

(1) 認定事実

証拠（甲22、23及び乙2）及び弁論の全趣旨によれば、原告が別件訴訟1の証拠資料をインターネット上に掲載していたことが発覚して学内外で問題となったため、被告大学がその掲載を見た被告大学の教職員及び評議員からの問い合わせへの対応が必要となったこと、その後、被告大学は、平成27年2月24日の学内理事会、同年3月17日の理事会及び同日の評議員会における各承認のもと、別紙文書1を被告大学の教職員、被告大学の評議員その他の被告大学関係者に対して、被告大学の公式見解として掲示したことが認められる。

(2) 名誉毀損の成否

ア 別紙文書1は、読み手において、原告がインターネット上のサイトにおいて訴訟記録他多数の情報を掲載したという事実を摘示し、かかる事実を前提として原告が被告大学に対して名誉毀損及び業務妨害をしたとの法的見解を示して、原告が名誉毀損・業務妨害をするような人物であるとの悪印象を与えるものである。

そして、前記(1)のとおり被告大学の関係者からの問い合わせへの対応として、理事会等の各承認の経路を経て別紙文書1を掲示したという事情に照らすと、別紙文書1は別件訴訟2に対する被告大学の公式見解として、広く被告大学の関係者に対してその内容を知らしめることが予定されており、現にその掲示によって被告大学関係者において認識し得る状態に置かれたものというべきであるから、多数の被告大学関係者にその内容が伝播する可能性があるということができ、公然性が認められる。

したがって、別紙文書1の掲示は、原告の社会的評価を低下させるものと

認められ、名誉毀損が成立する。

イ 被告らは、別紙文書1の記載内容は、法的見解を表明するものにすぎず、
事実を摘示するものではなく、かつ人身攻撃に及ぶものとはいえないから、
別紙文書1の掲示は名誉毀損に当たらないと主張するが、上記アで述べたと
おり、別紙文書1の掲示は事実の摘示を前提とする法的見解の表明であるか
ら、上記の被告らの主張は採用できない。

ウ 被告らは、別紙文書1記載の「元教員」が原告であるとは記載されてい
ないことをもって、別紙文書1において名誉毀損の対象が特定されておらず、
その掲示は、原告の社会的評価を低下させるものではないと主張する。

この点、前記第2の2(1)イのとおり、原告は、平成25年3月に被告大学
を退職しており、前記第2の2(5)のとおり、被告大学は、原告に対し、原告
が本件ウェブページに別件訴訟1の内容等を記載した記事を投稿したこと
につき、被告大学の名誉を毀損し、その業務を妨害したとして、別件訴訟2
を提起している。

そして、前記(1)のとおり、被告大学は、原告の本件ウェブページを見た被
告大学の教職員や評議員などの被告大学関係者の問い合わせに対応するた
めに、別紙文書1を掲示するに至ったのであるから、このような被告大学関
係者において別紙文書1は認識されることが予定されているというべきで
ある。このような被告大学関係者は、原告の本件ウェブページを通じて、原
告の退職時期や原告に対する訴訟提起がなされた事実を認識しているので
あるから、このような被告大学関係者においては、「元教員」が平成25年3
月に定年退職し、インターネット上のサイトにおいて訴訟記録他多数の情報
を掲載し、経営学部及び関係諸個人の名誉を著しく毀損し、被告大学の業務
を妨害する行為を繰り返しているという別紙文書1の記載内容から、この
「元教員」が原告であることを容易に推知できるものというべきである。し
たがって、別紙文書1において名誉毀損の対象が特定されていないというこ

とはできず、上記の被告らの主張は採用できない。

エ 被告らは、別紙文書 1 を被告大学のホームページに掲載しないで掲示したにすぎず、学外第三者への伝播可能性がないことから公然性がないと主張するが、たとえ被告大学のホームページに掲載していないとしても、上記アで述べたとおり、多数の被告大学関係者にその内容が伝播する可能性があるといえるから、別紙文書 1 の掲示には公然性が認められ、上記の被告らの主張は採用できない。

(3) 責任主体

ア 別紙文書 1 の掲示について、被告大学は不法行為に基づく損害賠償責任を負う。

イ 原告は、別紙文書 1 の掲示について、被告北村、被告池島及び被告井形が関与したものと主張する。

確かに、前記(1)のとおり、別紙文書 1 は学内理事会、理事会、評議会の各承認のもとで掲示されたのであるが、たとえ当時の理事又は評議員として被告北村、被告池島及び被告井形が別紙文書 1 の掲示の承認手続に関与していたとしても、その理事会又は評議会における各人がその掲示につき、賛成したのか反対したのかさえも明らかではなく、その他別紙文書 1 の掲示につき同人らが関連共同したことを認めるに足りる証拠もないのであるから、上記の原告の主張は採用できない。

(4) 消滅時効の成否

被告らは、原告は別紙文書 1 の公表当時（平成 27 年 2 月 24 日）にその公表の事実を認識していたのであるから、その時点で損害及び加害者を知ったとして、同事実に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は遅くとも平成 30 年 3 月には民法 724 条前段に基づき時効消滅したと主張するが、別紙文書 1 の公表の事実について、原告がその公表時に知ったことを認めるに足りる証拠はないのであるから、上記の被告らの主張は採用できない。

3 名誉毀損NO33について

(1) 認定事実

証拠（甲22, 25）及び弁論の全趣旨によれば、経営学部学部長であった木村は、別紙文書2を、平成27年12月15日に理事20名程度で構成される学内理事会において配布し、また平成28年1月15日に40名程度で構成される経営学部教授会において配布した上、さらに被告大学が別件訴訟2において別紙文書2を証拠として提出したことが認められる。

(2) 名誉毀損の成否

別紙文書2は、原告の特任教員への任用申請に際し、相互に意を通じた上、カリキュラム検討委員会が原告の授業担当計画を承認しなかったという口実を設け、あえて任用申請の手続を進めなかったとの事実を認定した別件訴訟1の控訴審判決を受けて、原告の特任教員への任用申請につき生じた手続上の問題について、その取扱上の問題点を総括する趣旨で作成された文書であり、カリキュラム検討委員会が、原告が特任教員への任用申請をするに当たって提案した科目が経営学部のカリキュラムの体系及び教学ルールに照らして不必要又は必要度が低いと判断したという事実を摘示したものであるが、これは問題点について論じる前提となる事実経過として記載されているにすぎないのであって、上記カリキュラム検討委員会の判断の当否が示されたものではない。したがって、別紙文書2に、かかる事実摘示があることをもって、原告の社会的評価が低下するということとはできない。

原告は、別紙文書2において、特任教員任用の問題について徳永学長や学長執行部に責任転嫁する論調で問題を直視していないことをもって、別紙文書2の配布及び提出行為に名誉毀損が成立すると主張するが、原告が指摘する点をもって、徳永学長や学長執行部の構成員の社会的評価に影響を与えたとみる余地はあるとしても、原告の社会的評価を低下させるとはいえないのであるから、上記の原告の主張は採用できない。

したがって、原告の主張する名誉毀損NO33について、名誉毀損は成立しない。

4 名誉毀損NO34について

(1) 認定事実

証拠（甲23）によれば、被告大学の教授である被告井形及び被告池島が別紙文書3を平成28年1月15日に40名程度で構成される経営学部教授会において配布し、被告大学が別件訴訟2において別紙文書3を証拠として提出した事実が認められる。

(2) 名誉毀損の成否

別紙文書3は、被告井形及び被告池島が、原告の特任教員への任用申請に際し、相互に意を通じた上、カリキュラム検討委員会が原告の授業担当計画を承認しなかったという口実を設け、あえて任用申請の手続を進めなかったとの事実を認定した別件訴訟1の控訴審判決を受けて、経営学部教授会において、自分たちが進めた手続が正当であったことを弁解する趣旨で作成した文書であり、カリキュラム検討委員会が、原告が特任教員への任用申請をするに当たって提案した科目が経営学部のカリキュラムの体系及び教学ルールに照らして不必要又は必要度が低いと判断したという事実を摘示した部分もあるが、これは弁解の前提となる事実経過として記載されているにすぎないのであって、別紙文書3においてカリキュラム検討委員会の判断の当否が示されているわけではない。したがって、別紙文書3に、かかる事実摘示があることをもって、原告の社会的評価が低下するということとはできない。

原告は、別紙文書3の内容は、別件訴訟1の控訴審判決を無視した虚偽事実を述べて、被告大学の学長執行部や理事会などに責任転嫁するなど、教育者としての倫理観の欠如を知らしめる情報が記載されていることをもって、原告の名誉を毀損すると主張するが、原告が指摘する点をもって、被告大学の学長執行部や理事会の構成員の社会的評価に影響を与えたとみる余地はあるとして

も、原告の社会的評価を低下させるとはいえないのであるから、上記の原告の主張は採用できない。

したがって、原告の主張する名誉毀損NO34について、名誉毀損は成立しない。

5 5 名誉毀損NO35について

(1) 認定事実

証拠（甲18）によれば、被告北村が、別件訴訟3において、以下のとおり証言した事実が認められる。

10 ア 特任教員の制度の改正の趣旨についての質問に対し、「特任制度はいわば新採用であると、再雇用と表現してますけれども、新採用であるという性質をはっきりさせようという改正でありました。」と証言し、さらに、その改正内容を学内に周知させたのかという質問に対し、「もちろん規程集に載せて誰もが見える状態にしていますし。」と証言した。

15 イ 特任教員任用規程において、学部長は対象者と協議の上、授業担当計画を推薦委員会に提出するという手続が定められていることについて、原告についてもこの手続に従って当該書類を提出するべきであったのではないかと趣旨の質問に対し、「いえ、私はその判断ができません。私が関与しませんでしたから。」と証言した。

20 ウ 上記特任教員任用規程において、「提出する」とは物理的に書類を提出するという意味かという質問に対し、終始「わかりません」との趣旨の証言をした。また、原告の上記書類について、推薦委員会に物理的に書類を提出していなかったとしたら、提出するように進言していたかという質問に対し、
25 「いえ、進言してません。」と証言し、それが特任教員任用規程を歪めるものではないかとの質問に対し、「考えていません。」と証言した。さらに、原告の上記書類を被告井形が提出していないとすれば、それはパワーハラスメントだとは思わないかとの質問に対し、「思いません。」と証言した。

エ 被告大学において、パワハラやセクハラがあった場合に訴えることが学内的にできるのではないかという質問に対し、「はい、できます。一つの入り口は、人権委員会というところです。」と証言した。また、もしパワハラがあったとすると原告はそのような申立てができたのか、そこが事実調査でされているかどうかということを調査委員会の方で確認していたのか、検討委員会ではどうかとの質問に対し、「検討委員会では、うわさとしては吉井さんは人権委員会に訴えたと聞きましたが、確かめていません。」と証言した。さらに、学校でのパワハラの手立てがあるのかわからないのかは当然調べるべきだったのではないかという質問に対し、「パワハラだという判断があったのならば、人権委員会から、理事長であるとか、そこに結論は、名前は出すか出さないか状況によって違うんでしょうけれども、報告があるはずですので、そういうことがなかったということですので。パワハラだと、吉井さんからの訴えで認定された事実はないと判断していました。」と証言した。

(2) 名誉毀損の成否

原告は、上記各証言が、被告大学の規定の趣旨から外れた内容を述べるものであることをもって、原告の社会的評価を低下させるから名誉毀損が成立すると主張するが、上記各証言の内容は、被告北村が、被告大学における特任教員採用に係る規定についての認識を述べるにとどまり、これを超えて原告の社会的評価を低下させる内容を含むものとはいえないのであるから、上記証言につき名誉毀損は成立せず、上記の原告の主張は採用できない。

6 慰謝料額

前記2(2)で述べたとおり、別紙文書1は被告大学関係者に向けて掲示されたにすぎず、学外の第三者への伝播可能性は直ちには認められない。他方で、別紙文書1の内容は、原告が被告大学に対して名誉毀損や業務妨害という違法行為を行ったことを示すものであるから表現行為としての悪質性は高く、しかも別紙文書1の内容である原告が別件訴訟1の証拠資料をインターネットに掲載した行為

は、前記第2の2(5)のとおり、別件訴訟2においてその違法性が否定されている。

これらの事情その他本件に顕れた一切の事情を総合考慮すると、別紙文書1の
揭示という名誉毀損行為に係る慰謝料の額としては20万円が相当である。

第4 結論

よって、原告の請求は、被告大学に対して損害賠償金20万円及びこれに対する不法行為の日の後である平成28年7月23日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからいずれも棄却することとし、仮執行宣言については、相当でないからこれを付さないこととして、主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第24民事部

裁判長裁判官 池 上 尚 子

裁判官 一 原 友 彦

裁判官 楠 本 康 太

主張書面添付資料： 甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事象における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生じ理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
1	2003年 2～3月	北村實 学部長 ・理事 (教授)		シラバス作成時期での北村と樋口による共同不法行為である。 原告は、既に教務課に授業計画を提出していたが(甲30、11頁)、 留学に際し、 全学の教務委員と 経産学部環境情報コースカリキュラム委員であった原告は、 通年開講から専と秋開講移行に伴う担当科目と科目名称の 調整を行って、二宮、青水らに文書で引き継いだ(甲31)、 その引継ぎを無視した樋口の一方的な調整を批判し、 原告の専門分野ではないと法外な断ったことによる 北村と樋口の共同不法行為が 被告者としての原告の名譽を棄損している。	技術系の原告には理解し難い 複雑な思惑の対立が当該学部にはあり、 二宮氏をセクハラで人権委員会に訴えた西口教授の事件を 北村人権委員が丸く収めたことにより、 列立する二宮、樋口、青水らのグループを北村が吸収し、 北村体制を固める途上の争いに 原告が巻き込まれたと推察される。 これは、北村メール(同、10頁)の 「財務会計課は、算成が1票のみ、その他全て「否」という 前代未聞の結論になり」 より推察され、 その1票は リベラルな、反北村・二宮グループ代表の 渡辺大介元学部長と原告は理解している。 北村体制が構築されたとの判断は 「(樋口、二宮さんとも良好な関係です)」(同、10頁)より、 推察される。 従って、これ以降、 北村グループの意向にそわない人物に対し、 圧力が加えられることになり、 教授会は議して決する場よりは報告の場へと変質した と原告はみている。	原告は、 北村学部長のリーダシップに期待したが(同、13頁)、 北村・樋口の原告への対応(同、14頁)の結果、 原告の担当科目への情熱を奪い、 かつ、 担当者差し替えという 原告の意思および教授会手続きを無視した専横的行為は、 原告の教育者としての人格を甚だしく貶め、 原告の名譽を棄損した。 北村メール(同、17頁)の 「2部廃止論の何人かはこれによって、 2部新カリキュラム担当から外れました。」とあり、 廃止論者でない原告を 渡辺大介をはじめとする 廃止論者の一人と決めつけた樋口の仕方は、 原告の意思、名誉感情を損なう行為である。 新1年生へのアンケートにあるように、 受講機会を失せしめたことへの 原告の反省の念が大きい(甲33、甲13)。	甲30 甲31 甲32 甲33 甲13
2	2004年 5月7日	教授会が始まるや否や、国内留学(4月全体)を終えた青水司教授は、吉井の問題提起文書はプライバシーの侵害に当ると、北村實らと一緒に吉井に謝罪要求してくる。		国内留学を終え、4月全体の青水教授が北村執行部の隣に座り、 5月7日の教授会が始まるや否や、 「原告の配布文書は青水のプライバシーを侵害している。 謝ってください、文書を回収してください」と訴え、 北村・樋口は、青水教授のプライバシー侵害を非難し、 青水教授への謝罪と文書回収を強制した(甲34、甲35)。 その一方で、 原告が教授会メンバーに教授会での議論を求めた 2月23日の配布文書(甲36)に関しては、議論することなく、 北村の 「青水さんが求められているのだから、 回収されるのですか、されないのですか」(甲34、1頁)、 「回収してくださいとおっしゃっているのです」(同、2頁)など、 即座に回収要求する北村学部長の行為は、 原告の名譽を貶める行為である。	原告の発言を抑止するために、 青水教授の弱み(素養を強いられる病気の闘い)を利用した 北村執行部の悪意と推察している。 プライバシーの侵害では、 原告の行動を抑止できないとして、 広く解散される名誉棄損で訴えようとしていると、 教授会メンバーから聞かされたこと、 7月に青水教授が原告を名誉棄損で訴えた、 その9月頃、 原告が 青水教授にその真意を問いかけた際、 「私の知らないことと発言したことより、 本人の意思以外の思惑があると 原告は感じていた。」	甲34と甲35の、 青水発言と北村・樋口執行部の要請の根拠とする 個人に帰属する休講回数などのデータは、 経営管理上必須であり、 プライバシー侵害の対象から除外されるべきとの原告の判断と、 言論封じの意図を感じることから、 原告の名譽を損なう行為である。 甲34の教授会での北村、青水発言には、 原告の名譽を棄損する発言が多くある。	甲34 甲35 甲36

主張書面添付資料: 甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事象における、被害・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
3	2004年 7月21 日	青水司 教授と 北村の 恩恵で 働く 方々	人権委 員会他	甲34の5頁 「もう16年前なんですけど、辞職を手術しました... そういうことがあったので、何とかしたいということもあって、 国内留学を申請したんですね」 と青水教授は事実を述べているが、 経営管理の土壌ではなく、 個人の感情の問題として、名誉棄損で訴えているが、 教育者としての公的な責任と 科学的経営を教育する立場にある人物としての、 人権委員会への訴えは、原告の名誉を損なうものである。 青水教授が原告を人権委員会に訴えたというのを聞いた 池野助教(経営学部)が、 「人権委員会から呼び出しが来て一人で行ってはいけない、 弁護士と一緒にいって、ダメなら、僕と一緒にいって」 とわざわざ忠告にきいてくれ、 人権委員会という組織に疑問を抱き、 人権委員会規程を眺むと懲罰規程(甲37、3頁)があり、 懲罰委員会が設置されると、最悪、解雇のリスクある規程で、 恐怖し、藤山弁護士に弁護を依頼した。 原告に、 このような行動(弁護士に弁護を依頼する行為)をとらせる 人権委員会規程(甲14、27頁)と人権委員会の存在、 その運営に強く係わる北村グループに恐怖した瞬間である。	原告が教授会メンバーに 教授会運営の改善を教授会で議論することを求めた、 「教授会運営」に関するテープなどのメディアによる 記録方法の採用をお願い(2004年2月23日)文書で、 留学制度の適切な運用の意図を説明するために、 青水教授の国内留学の意思決定には 考慮されるべき問題があったことを述べた部分(甲36、2頁)が、 青水教授の名誉棄損に当たるとして、 人権委員会に訴えたものである。	原告の青水氏に係わる記載内容は 原告の配慮不足があったのかかもしれないが、 3項主義(環境、現物、現業)にもとづく経営には 必要な事項であること、 教授会運営の改善を図るという「目的は何か」に配慮しないで、 原告の行動を抑止する北村らの動きが、 原告の名誉を棄損している。 人権委員会に提出した甲12の原告の文書に示すように、 何がどのように名誉棄損しているかの 証拠を提示しないことは、 人権委員会を人為的に悪用して 原告の教育者としての行動を封じると感じることから、 原告の名誉を棄損している。	甲34 甲12 甲14 の3頁 と27 頁 甲37
4	2005年 2月11 日	経営学 部教授 会	山田人 権委員 会	教授会で、青水氏の名誉棄損の訴えをもち、吉井を訴求する人権委員長名の文書が回覧される。 その席上で、人権委員長は、吉井の弁護士は、人権委員会は相手にしないと発言する。			
5	2005年 2~4月	人権委 員会	学内掲 示板	青水氏の名誉棄損の訴えに対し、人権委員会は、約2ヶ月の間、学内掲示板上に『吉井康雄さんに対する人権委員会見解』を公示する。 吉井の弁護士はこの公示は明白な人権侵害で争うかと言われる。			
				山田人権委員長からは、 青水教授の名誉棄損の訴えを 円満に処理したいという意向が感じられたが、 その他の北村グループには悪意とリスクが感じられた。 甲38は、人権委員長の交代に伴い、 青水氏の訴えを一方的に終結させることを意図した文書で、 2月から4月にかけて、学内掲示板上に公示された文書である。 この行為は 原告の人権を明らかに無視した違法行為であるとして、 藤山弁護士が人権委員会に異議申し立てをしており、 その文書が甲39である。	山田文明人権委員長は、 当初、 法学部をつくるという北村学部長の熱意に賛同し、 協力していた時期、 人権委員長を務めたが、 その後、 北村グループと距離をおき、 北村グループの行動を批判してきた人物である。 彼は、3代の学長の学長補佐を務めており、 学内事情に精通した、見識の高い人物である。	原告が名誉棄損とする行為は、 2月から4月にかけて学内で公示した甲38で、 甲40に記載されているように、 原告の学内での教育者としての評価を貶める行為である。 さらに、甲38の内容は、 藤山弁護士が甲39の3頁に記載したように 原告の名誉を棄損した文書である。 甲41の3月9日教授会での 青水発言 「もうボツボツ教授会ではつきりさせないといけない」、 3月10日の樋口発言 「吉井を追いつ込む状況をおなたにお見せできないのが残念」は 原告の教員の身分を奪う、それに近い動きを感じさせ、 原告の名誉を棄損する行為である。	甲38 甲39 甲40 甲41

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、侵害・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名義棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
6	2005年 5月9日	二宮正司 学部長		サイバー・ブレインズは、調査会社のサイバー・ブレインズから吉井宛に送られてきた封書を開封し、その請求書の内容についてサイバー・ブレインズに電話で問い合わせをしたことである。 サイバー・ブレインズの経理担当は宛先は吉井宛であったとのメールがきたが、宛先の封書は二宮が既に破棄したとのことである。	当時、 科学研究所補助金の不正受給が問題となっていたことから、 そのタイミングに乘じて、 二宮執行部は学事課に指示し、 教員の研究費の不正使用を調べさせていた。 しかし、 その主なターゲットは原告にあることは、 原告の学会出張を認めないなどの二宮学部長の行為から、 自明であった。	北村グループの二宮学部長が、 職位を利用して、 原告宛文書を故意に開封し、 先方に問い合わせる行為は、 信書開封罪に相応し、かつ、 その目的が 原告の研究費の不正使用をしていないかにあることから、 原告の教育者としての評価を貶めることとなり、 この行為そのものが、原告の名義を棄損する行為である。	甲42 甲7 甲8
7	2005年 6月21 日	樋口克次 助教授		サイバー・ブレインズに調査を依頼する際、 二宮執行部が原告の粗探をし、 調査を受注すると迷惑をかけるかもしれないが、 それでも引き受けてくれるかを確認し、 かつ、請求書は被告大学宛ではなく、 原告の自宅宛に送るようお願いして、調査したものである。 それをサイバー・ブレインズは誤って請求書を被告大学宛に送り、 二宮学部長が無断開封して、 不正調査ではないかを問い合わせた、 というのが事実である。 甲42の2頁、5月6日のサイバー・ブレインズのメールの 「弊社のほうで、誤って大学の方にお送りしてしまったようで」 と、5月9日のメールである。 封書の送付先は 「大阪経済大学経営学部吉井様」と明記されていることから、 二宮学部長の信書開封罪は成立する。	当時、 科学研究所補助金の不正受給が問題となっていたことから、 そのタイミングに乘じて、 二宮執行部は学事課に指示し、 教員の研究費の不正使用を調べさせていた。 しかし、 その主なターゲットは原告にあることは、 原告の学会出張を認めないなどの二宮学部長の行為から、 自明であった。	北村グループの二宮学部長が、 職位を利用して、 原告宛文書を故意に開封し、 先方に問い合わせる行為は、 信書開封罪に相応し、かつ、 その目的が 原告の研究費の不正使用をしていないかにあることから、 原告の教育者としての評価を貶めることとなり、 この行為そのものが、原告の名義を棄損する行為である。	甲42 甲7 甲8
7	2005年 6月21 日	樋口克次 助教授		樋口が名義棄損で原告を訴えた際、 教務課で職務人権委員長に声をかけられ、 和解を勧められたが、お断りし、 「あなたには手に負えないですよ」と話したが、 甲43に示すように、正攻法で事実確認をし、 樋口の訴えは名義棄損に当たらない という決定をしたケースである。 この結果、樋口は名義棄損の訴えを取り下げ、 意向に従わなかった2人には不当な圧力がかけられている。 職務人権委員長は担当科目に圧力をかけられ、 職務コマ数4コマを割り込まれ、 教務が教職科目をもたせたと原告に話している(甲44)。 もう一人のOH氏は、北村理事らにより、 「明日から出社するな、誰にも相談するな」と言われ、 退職に追い込まれている(甲45)。 OH氏教務に立ち上がった伊藤正之教授組合委員長は、 彼の昇格人事では、遠迎学部長が 北村グループの協力を得るために 審査委員会にいた樋口が、 突然、審査できないと辞退し、 昇格が流れ、北村体制に移行後、昇格している(甲46)。 これは、事実であり、真実である。	青水教授の名義棄損の訴えが功を奏しなかったため、 学内では「真打登場」と噂になった、 樋口副学部長自ら 原告を名義棄損で人権委員会に訴えたケースである。 北村グループは、 経営学部の新採用したばかりの教員を 人権委員長に送り込み、 樋口の名義棄損の訴えで 原告の口封じを意図していたと推察されるケースである。 OH氏教務に動いた伊藤正之氏は、 原告に教職員組合委員長を依頼する、 立候補のメールを送るが、 それは原告宛に転送されることではなく、 原告宛メールは検閲されると確信した時期でもある。 なお、これは、原告には事実確認不能である。 注:組合委員長は選出された委員の互選による。	原告を追い込むためには手段を選ばない (原告の特任人事妨害も同様であるが、)、 そのアブローチが、 人権委員会という公式組織を使い、 息のかかった人材を配置し、 公正な手続きであるかのようにみせる不法行為は、 明らかに、 原告の学内での教育者としての地位・評価を 貶めることを 意図しており、 その余波が 被告大学の学生にまで及ぶことは、 非常識であり、 かつ、 許されない名義棄損行為である。	甲43 甲44 甲45 甲46

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対して主張する行為の特定をする

No	日時 (When)	行為者 (Who)	場所 (Where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名義棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
8	2005年 12月9日			教授会で、元自治会が樋口克次たちのカンニング不正手続きを暴露したチラシを配った件について、二宮正司学部長はその情報を吉井が流したと、非難する。 大学が 学生自治会媒体に精力的な動きをし、 ウェブサイトで学生に啓蒙していたが、 原告は、 このウェブサイトの維持管理には 教職員の関与無しには不可能であり、 誰が関与しているのかを教授会で質問した時、 北村が凄く剣幕で議論封じをした(甲47、4頁)。 その自治会が 北村・樋口によるカンニング不正処理の情報をばら配りした 当日の教授会で、 その情報を流したのは原告と決めつけて、 非難したケースである(甲47、2頁)。 自治会の学生が原告の研究室に来たことがあるが、 教養者と学生という立場でお話すると最初に断り、 学生も同意している。 従って、原告が情報を流すことは絶対でない。 ただし、北村グループのこのような不適切な行為を 原告が教授会でも追及していることは事実であり、 教育者ならば、当然の行為である。	経営学部には 教授会の前に、北村らが打ち合わせをする 「集の教授会」なるものが存在しており、 原告は彼らのバウハラ対策のために一度同席をしている。 これを記載する理由は、 北村も二宮も樋口も同一歩調で動いているということこそ 認識していただくためである。 なお、 北村および井形、池島、木村らの間での コミュニケーションの実態は 原告は調べていないので発言を控える。 ここでの問題は 学内でNHKと書かれた二宮・樋口・北村のグループが 確固たる基盤を構築する過程で、 行き過ぎた権力の行使の1つと認識されることである。	原告が情報を流した張本人に仕立てる行為は、 大学および理事会の決定に従わない人物 として処するという思惑が感じられる。 同様のことは、 2005年7月15日の教授会で、 村上裁判で大学が限った情報を裁判所に提出しているが、 それを正したところ、情報源を追求してくる(甲48)。 この、公正な行動を阻害し、 大学および理事会の決定に従わないとするとする行為は、 基だしく原告の名義を棄損するものである。	甲47 甲48
9	2005年 12月16日			臨時教授会で、樋口副学部長は、新基準300人以下(受講者数)を勝手につくり、吉井の担当科目(経営情報論と情報VE)を1コマ減らす。 本田教務委員長および四方教務部長に確認すると、教務委員会にはそのようなルールはないとのこと、吉井の科目減らし、担当コマ数減らしが目的と推認される。	樋口も二宮も、原告と同じコースであり、 コース別カリキュラム委員会でも議論せずに、 原告のコマ減らしを目的とするような新基準を カリキュラム委員会ですべて決定して適用し、 二宮は学部長要請として強行、その意図を知る必要がある。 この時期、 樋口は、原告を名義棄損で訴えたが無効とされ、 その決定をした 藤澤人権委員長は担当コマ数に圧力をかけられ、 OH氏は退職に追い込まれ、 OH氏教務に努力した伊藤教職員組合委員長は、 審査委員長長の樋口が突然辞退したため、昇格を逃している。	このケースは、 執行部とカリキュラム委員会が運動して、 原告のコマ減らしをした 組織的な不正行為とみなせることから、 原告の経営学部での教員としての地位・資格を脅かす、 名義棄損行為である。	甲49 甲50
		樋口副学部長	臨時教授会	甲49は、 教授会でのやりとりをした音声データの反訳書である。 そのやり取りの要旨と問題点は甲50より理解される。 この2つより、 1コマ減らしは、樋口の独断であり、二宮の強行と解される。 その判断根拠は、 教務委員会には、300人という受講者数を下回れば、 週の開講数を減らすという基準がないこと、および、 コース別カリキュラム委員会を開いて、 どのような問題点があるか、何が必要かといった 本質的な議論がなされていないことである。 これより、極論すると、他意があるということになる。			

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対して不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (When)	行為者 (Who)	場所 (Where)	生じた事象における、差支・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
10	2006年 1月21 日			2005年9月24日、吉井は、理事会・評議会に「教員活動評価に関する規程」を提出し、経営学部教授会の体質改善を求めたが、理事會に吉井の調査委員会が、2月3日までに回答せよとの質問状が来る。 ◆吉井の調査委員会は、2012年4月頃の教授会の、北村實総務担当理事の発言「この吉井の調査委員会はなくなつた」まで、かなり長期に亘って存在していたようである。			
		理事会	学内	原告は、 里上教授の特任教授の判断に大きな影響を与えた方が 元最高裁判事の尾崎行信氏と語られていたことを思い出し、 外部理事および学内の有識者に期待して、 経営学部の重さ加減を公知し、反応をみることを期待して 当該文書(甲14)を配布した。 理事会の反応は、 事実調査、北村理事の名義を棄損する行為などと 配布文書の回収、 学内設備等使用料の弁済などを要請される(甲15)。 さらに、学内理事會に原告の調査委員会が設置され、 質問書に回答せよと要請される(甲16)。 いずれも、その指示に従わなければ、 懲戒処分されたとのリスクから、緊急対応している。	原告は、 北村グループの不法行為に悩まされ続け、 同僚が上からないといった状態にまで追い込まれながら、 教壇にたっていたことを思い出す。 天理よろづ相談所病院の膠原病科担当医から 精神的なストレスが原因と置われ、 関節痛リウマチ、喘息を併発、 闘病しながら現在も生活をしている(甲51)。 立石会長側近が原告のことを心配され、 理事長に面会し、改善が期待できないと思つたら、 闘うことを止めるように と説得され、 井阪理事長に面会を求めたのが、 2008年2月22日のことである(甲37)。 その過程で原告が理事會に働きかけた行為が、これである。	甲51が示すように、 北村グループの共同不法行為による 原告の精神的肉体的負担が極めて大きい状況に 追い込まれたこと、 被告大学が 原告を名誉権侵害等で訴えた別件訴訟2の判決が示すように、 北村グループの行為は不法行為と判断されていること。 その不法行為は、 原告の学内および経営学部での評価を貶め、 かつ、地位を脅かす行為であることから、 名誉棄損行為であり、かつ、名誉感情を損なう行為でもある。	甲51 甲14 甲15 甲16
11	2006年 12月8 日			教授会で、北村實、二宮正司、樋口克次が、2005年12月16日の元自治会によるカンニング不正処理のビラ配布の件で、吉井を総攻撃する。			
		北村實 二宮正 司 樋口克 次	教授会	北村グループによる原告への総攻撃である。 原告の日記によると、 樋口は「証拠を出せ」、 北村は「私の文書に接触できるのは5人しかいない」などと追求し、 講義で配布した資料を回収せよと要求してくる。 講義に用いた情報は学生自治会のビラであり、 彼らは 原告とは別の情報源で配布しているにもかかわらず、 原告と決めつけての攻撃である。	原告が 情報バリュエーション・エンジニアリングの講義で、 2005年12月中旬、自治会が配布した 樋口らのカンニング不正処理のビラを教材にして、 学生の意識調査をし、 VEの思考方法を身につければ、 このように誤った行動をとることなく、 価値向上につなげる意思決定が可能となる という講義(甲52)をしている。 その講義を批判した、 北村グループによる教授会での原告への非難であり、 情報バリュエーション・エンジニアリングという科目への攻撃である。 原告の特任人事を妨害した折、 井形、池島ら執行部は、即座にこの科目を廃止している。	樋口ゼミ生数名が原告のゼミに移りたいとの要望があり、 1名のみ受け入れ、残りは別の教員のゼミに編入している。 学生は言葉には出さないが、 北村執行部の行動を観察していることを知るべきである。 名誉棄損とする根拠は、 自らの不正行為を反省せず 原告が情報を流したと決めつけ、 かつ、原告の講義にまで介入する行為は、 原告の教育活動を妨害し、 教育者としての権威を貶めているためである。	甲52 甲53

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
12	2011年 11月11日	北村實 教授 田中健 吾准教授	教授会	教授会の詳細な議題は、 開催当日に知らされない情報であること、 および、経営学部教授会規程では 教授会の出席者による議決 と規定されているにもかかわらず、 欠席者も事前投票を認めるという 不可解な北村と田中の動議を、強行採決したものである。 この決議方法の問題とすることは、 教授会の専決事項、教授会決議の不可侵性という 「教授会の自治」の濫用のもとで、 教授会の多数決で決議が可能と、 教授会メンバーに認知させることにあり、 特任人事においては、 「再雇用であるが、新規採用と同じ条件」 「3分の2以上の可が採用の条件」 と思い込ませる仕掛けと運動して、 原告の特任人事妨害を意図していることとみなせることである。 その判断根拠は、 原告の特任人事が終わるであろう2012年11月末に この規程を見直すこととし、 試用であると教授会で公言していることに拠る。	北村グループは、 この時期、既に、原告の特任人事を妨害するために、 様々な対策を練っていたようで、これもその1つと推認される。 井形が、 原告に仕掛けた 1部科目の2部重複開講という教学ルール違反は、 2010年8月には既に仕掛けられている(甲20)。	北村は、 民法の教授、 田中は 「職場のメンタルヘルスとハラスメント」といった 外部講師をしている心理学の准教授(現在は教授)である。 彼らの教育と現実の行動の不一致が 原告の心情を苦しめており、 この決議がどのような意味をもつかは 自明であるがゆえに、 原告を 一意に貶める意図を感じざるをえないことから、 原告の名誉感情を損ない、 名誉棄損する行為であると主張する。	甲54
13	2012年 4月6日	北村實 教授 田中健 吾准教授	教授会	合同教授会の始まる前に、井形浩治学部長が吉井を学部長室に招き、「特任教員を辞退されるのですよ。渡辺大介さんは辞退されますが」と辞退するように促しにくる。 明瞭に「辞退の意思がない」ことを主張する。北村實グループの妨害が始まったと感じた瞬間である。	原告の特任人事の年度に突入、 北村グループの妨害はある程度覚悟しており、 特任教員任用規程を確認し、 研究論文や著書、3か年の授業科目および担当コマ数、 勤続年数など、 申請要件には問題がないことから、 字書類に、 何時からどのように進められ、 その時の窓口は何かなどを確認していた。 当然、 北村グループの嫌がらせは ある程度あるとは判断していた時に、 井形学部長から、 突然「辞退するのでしょ」と言われたので びっくりした、というのが実情である。	原告が名誉棄損と判断するところは、 定年後も、 特任教員として頑張ろうという意思を有している 人間に対して、 その意向をうかがうこともしないで、 断定して 「特任教員を辞退しているのしょう」と、 引き下がらない 北村グループの井形学部長の発言にある。 その理由は、 特任教員推薦委員会への申請書類の提出窓口であるため、 その入り口の責任者が言うべき言葉ではないため、 原告の名誉棄損しているとみている。	甲55

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事象における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
14	2012年 5月11日			教授会終了後、カリキュラム委員より、これはマル秘事項だが、今朝のカリキュラム委員で吉井の特任をはずす動きがあるので要注意、教授会を休まないように、と置かれる。			
15	2012年 5月17日			カリキュラム委員より、前回のカリキュラム委員会(5月11日)で、北村寛カリキュラム委員が特任採用の扱いは、学部執行部でコントロール可能という話をしており、北村流「ごまかし」がはじまるであろうとのこと。 吉井が3年間の授業ができるか、休講回数、教授会の出席回数(出席率)などを挙げており、彼らに体制を固められると、覆すのが難しい。 吉井の特任申請にあたっては、井形浩治学部長に、「執行部、よろしく」ということが大事かと思うという内容の連絡があった。			
		北村寛 カリキュ ラム委 員		2012年5月11日のカリキュラム委員会でも考え抜いた奇策 「執行部でコントロール可能」とする理由づけは (甲55の2頁)、 ①全学の検討委員会とは、原告の申請書類審査窓口の特任 教員推薦委員会を消すと思われ、これに係わる策、例えば、 書類を出さない方法などを思いついたということであろう。 ②同様に、3年間の授業ができるかの判断とは、授業を できないようにする、担当科目をなくすといった策であろう。 ③休講回数や教授会の出席回数(出席率)は、特任教員任用 規程の規定「特に必要」とは認められない人物に仕立てる、 といった策を思いついたということであろうと推測される。 これは、別件訴訟1の池島の陳述書(甲4)に記載の、 2012年10月12日の カリキュラム委員会の打ち合わせ内容と類似している。 したがって、この5月11日の時点で、 原告の特任人事を妨害する策は、 ほぼ確りあがっていたと推認され、 そのシナリオに添って、 9月28日の「特任教員任用規程(新規程)」の偽装へと 進むことになる。 なお、原告が推測した北村らの描いたシナリオを、 訴状の19頁に示しており、 それを証拠をもとに立証したのが、 別件訴訟2の 「被告準備書面(6)特任教員任用におけるパワハラは 計画的に仕組まれたもの」(甲19)である。	北村は、 特任教員任用規程を自分が作ったと発言する人物であり、 この規程の脆弱な部分を熟知しているハズである。 その人物が、この5月11日のカリキュラム委員会で、 「特任の扱いは、 井形および池島、吉野の執行部でコントロール可能」 と発言したところに意味がある。 それは、 2010年8月に井形が仕掛けた 「1部科目の2部重複開講」という教学ルール違反(甲20)も、 2011年11月11日に仕掛けた 「経営学部教授会決議方法について」(甲54)も 決定打ではないということ、 悩みぬいたうえで考えた奇策が、 「推薦委員会に原告の申請書類を提出しない」 という執行部でコントロール可能な方法である。 その具体策が 「3か年の講義計画が成立しないという書類の不備」であり、 そのために、特任教員任用規程を偽装し、 カリキュラム委員会の承認が必要、 学部長が推薦を決める などといった無茶苦茶な規程を正規の規程と思い込ませ、 遂行しているのである。	北村、井形、池島らが 連帯して、 故意に共同不法行為をしていることを 少なくとも知る立場にある、 北村グループに近い他学部の教授の冷ややかな目に、 非常に惨めな、 敗北者の気持ちになったことを 原告は思い出すにはおれない。 北村、池島のカリキュラム委員会での打ち合わせが、 原告の教育者としての社会的地位を奪い、 名誉、誇りを奪っていることは、 原告の名誉を棄損するものに他ならない。	甲55 甲4 甲19
16	2012年 6月8日			教授会で、カリキュラム委員より、吉井の特任教員の件で今朝のカリキュラム委員会が何か仕掛けており、注意を促すメモを見せられるが、その内容が全く理解できない。			
		カリキュ ラム委 員会		鈴木教授の「すべて人事は北村さんが握っているから」と、 「今朝のカリキュラム委員会では北村が何か仕掛けているようだ」 という忠告が、 原告の特任人事を取り巻く経営学部教授会の雰囲気を表している(甲 55、2頁)。	原告の特任人事妨害のシナリオが具体化し、 それにそって進めているという状況が伝わってくる。	原告への名誉棄損の水面下での動きであり、 原告にはコントロール不能である。	甲55

主張書面添付資料: 甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
17	2012年 6月22 日	北村實	教授会	教授会で、北村實らの発言に気づいたところがある。特任人事では、雇用の責任はないという裁判の判定がくだされたので、教授会が認めないケースではそのような事態が発生することがあるとして、北村實は、今日の教授会を含め、繰り返し、学部の専決事項、学部教授会決議の不可侵性を強調する。			
		北村實	教授会	ここまでは、 北村と田中による動議 「経営学部教授会決議方法について」(甲54) が1年間の試行として採択されたが、 欠席者も採決に参加できないという、 本来の教授会決議にない恣意な規程が この6月22日教授会で実際に施行されている。 教授会決議は 教授会の初めに配布され、知ることになるが、 何故、 欠席者が事前に知り、欠席投票ができたのだろうか？	北村は、 「再雇用ではあるが、手続きは新規採用と同じ」と 教授会メンバーに思い込ませていることと、 特任任用規程では、 教授会への推薦を教授会が否定しても 推薦委員会に回されるのみであるが、 教授会での投票で採用が決まると誤認させ、 かつ、教授会決議の専決性、不可侵性を強調して、 原告の特任人事を妨害しようとしているところが 名誉棄損に相当する 部分である。	甲55	
18	2012年 9月10 日	北村實 カリキュ ラム委 員	教授会	教授会で、北村實カリキュラム委員が吉井に特任を希望されているのかどうかしらないけれどと発言、吉井は貴方が原告の特任を望んでいないだけでしょと反論する。			
		北村實 カリキュ ラム委 員	教授会	北村の発言 「特任を希望されているのかどうかしらないけれど」は、 原告が特任教員を申請する意思を 4月6日の教授会で表明し、自明であることと、 5月11日のカリキュラム委員会でも北村が 「原告の特任人事は執行部でコントロール可能」 と発言していることを突き合わせれば、 9月28日教授会の特任教員任用規程(新規規程)の 偽造ストーリーが固まった、 という北村の余剰を感じさせる発言と解される。 悪く表現すれば、	原告への名誉棄損と判断するのは無理があるが、 しかし、 原告に精神的な動揺を与えていることは事実とみなせる 北村発言である。	甲55	
19	2012年 9月28 日	北村實	教授会	教授会で、学部執行部は、吉井に適用する特任教員任用規程を説明するが、被告大学の特任教員任用規程(新規規程)とは全く異なる悪質な内容の規程である。 吉井の特任教員採用は「人事に関する件」の議題として取り扱うべき内容にもかかわらず、「その他」の議題で取り扱う。			
		井形 北村	教授会	甲3は、 この教授会で井形および北村が 偽造した特任教員任用規程を説明する 録音部分を反証したものである。 これより、甲56に示すように、 池島カリキュラム委員長の、 コントロール下にあるカリキュラム委員会 および井形学部長の不当な権限強化を図った ことが理解される。	北村・井形・池島らによる、 原告の特任人事妨害シナリオが 具体的に始動したことを示す 新規規程の偽造工作である。	北村・井形・池島らの 悪意ある組織的な不法行為のシナリオにしたがい、 新規規程の偽造という具体的な妨害行為をとったことにより、 原告が特任教員を申請する資格のない人物に 仕立てるなどの 場づくりをしたことになり、 原告の名譽を棄損するゆるぎない証拠となる。	甲3 甲56

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、発意・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
20	2012年 10月14 日	カリキュラム委員 原告の隣接計画について北村寛カリキュラム委員が「吉井は1部科目を2部で教えている」などのクレームをつけるが、出席者は何も発言しない。それで、二宮正司教授の特任人事と同じように扱ってくれ、原告の出したカリキュラムに何か不備がありませんかと聞くこと、とアドバイスをくれる。					
		北村寛 カリキュ ラム委 員	カリキュ ラム委 員会	連絡があった、10月12日のカリキュラム委員会で打ち合わせは、 北村主導の次のような発言で、誰も反論しないということである(甲2 2、4～7頁)。 偽装した特任教員任用規程(新規規程)にもとづき、 原告の3か年の授業担当計画が成立しないように、 原告の担当科目は全て不要であり、不開講とするとしている。 また、新規規程で定められた、特に必要な人物ではないとするために、 「勝手に1部科目の2部重複開講といった 教学ルール違反をする人物」 などと事実を捻じ曲げた口実を、この委員会で打ち合わせをしている。 この打ち合わせの内容は、 別件訴訟1の池島陳述書に記載されている(甲4)。	正規の新規規程と偽装した新規規程の区別をつかない 教授会メンバーに対し、 狡猾に、特任教員の3か年の授業計画を カリキュラム委員会が承認するのは当たり前と思わせ、 議決の場である教授会の機能を無視する巧みな演出を行っている。	カリキュラム委員会のこの行為を 草薺副学長・理事は 「カリキュラム、等という、裏技」(甲9) と評価し、 山田学長・精佐は 「必要ない意思で動いていますから」 「その人のもっている科目をなくすとか…… カリキュラム委員会を決めることもできない。 提案はできますよ、でも、決めるのは教授会」 と述べている。 これより、100歩譲っても、原告の名誉を棄損する行為である。	甲22 甲4 甲9
21	2012年 10月15 日	井形浩治学部長 被告	西井研 究室	井形浩治学部長が吉井研究室に来て、特任教員の申請を自主的に辞退せよと迫り、特任を認めない理由を6項目列挙するが、その全てが難癖もしくは虚偽である。			
		井形浩治 学部長	西井研 究室	カリキュラム委員会の決定を受けて、井形学部長は、原告に、 特任教員推薦委員会に特任申請をすることをあきらめなさいと、 辞退するように迫ってくる。 原告は短気のため、投げ出そうかと思ったが、 忍耐力強く、 井形の説得には矛盾があることを反論しながら、 なんとか原告の申請書類を推薦委員会に提出するように 依頼している。 この様子は、録音を聞けば、井形の倫理観の無い説得の様子が 理解できるが、今回は反駁書のみ、証拠としている(甲5)。 別件訴訟2で大阪高裁は 「本件大学経営学部において、 1審被告に対して執行部から継続的かつ組織的に パワハラが行われていたという見解を示したもの」 と判断しており(甲8、9～10頁)、 その不法行為は原告の名誉を棄損する不法行為でもある。	別件訴訟1の大阪高裁判決(甲2)にあるように、 池島と北村の見解な連携プレーである。 「故意による共同不法行為」という言葉がこれを見事に表現している。 被告大学が原告を名誉棄損等などで訴えた際の被告準備書面(6) (甲19)より、 北村らの行動の目的と手段、原因と結果の関係が理解される。	井形の説得する一言一言が原告の名誉を棄損しており、 それは、この井形とのやりとり全てに当てはまる。 例えば、 井形自ら仕掛けた「1部科目の2部重複開講」を、 原告が教学ルールに反する行為をする人物に仕立てているなど、 甲5を閲覧すれば、 誰でも、 井形らが原告の名誉を棄損していると理解される内容である。	甲5 甲8 甲2 甲19

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (When)	行為者 (Who)	場所 (Where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生じ理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
22	2012年 10月16 日	井形浩治 学部長		井形浩治学部長は、徳永光俊学長から(草薙信昭副学長同席のもと)、「書類の不備」がある場合は特任推薦委員会は申請書類を受け取らないという言葉を引き出し、 「なんどか推薦委員会にあげられるように努力します」と言って退席した翌日、早速、徳永学長と草薙副学長に会い、 原告の申請書類も見せず、 「書類の不備」という口実を聞き出し、 原告の特任申請は不受理と、徳永推薦委員長が言っているとしたケースである。 徳永学長および草薙副学長は、 井形に、原告の申請書類を推薦委員会に出すように 認得しているにもかかわらず(甲9、甲17)、 また、城推薦委員が 推薦委員会で同様の発言をしているにもかかわらず(甲24)、 井形はそのような説明に応じず、 推薦委員会への申請書類の提出を拒み、 原告の特任任用の機会を奪った、それが事実である。	別件訴訟1および2の大坂憲章は、 原告の申請書類は申請要件を満たしていると判示している (甲2、甲8)。 したがって、 「書類の不備」は 井形の原告の特任人事を妨害するための手段であることが 理解される。	原告の特任申請書類には不備がないにもかかわらず、 「書類の不備」を捏造していること、 議決の場である教授会で審議せず、 井形が独断で 原告の申請書類を推薦委員会にあげるのを拒否してること、 この行為は 偽装した新組織の「学部長が推薦を決める」に符合することから、 原告の名誉を著しく棄損している。	甲6 甲9 甲17 甲24 甲2 甲8
23	2012年 10月19 日	池島カリ キュラム 委員会 井形浩 治		教授会で、池島カリキュラム委員長は、経営学科のカリキュラムには変更はないと発言したが、井形浩治が井形に特任申請を辞退せよとさせた理由 「カリキュラム委員会」の総意として、経営情報学部が改組になったように、経営学部では経営情報論、情報NW論などの情報科目は不要で来年は不開講とする」と矛盾すると質問するが答えない。 教授会終了後、同僚が、北村實は学長、理事長をめざしているのが遠因だろうとのこと。	経営学部の戦略科目として位置づけられていた 経営情報論、情報ネットワーク論を 池島カリキュラム委員長が不要としたことは、 素人でも不自然とわかる行為であり、 その意図するところは、 「3か年の授業担当計画」を組めないようにする「書類の不備」を 仕掛けたことに他ならない、 悪質な組織的な不法行為である。	池島の 「ご本人の科目については、ここでは別にその取り上げることではない ので、特任問題は特任問題で後でやっていただいて」と と議論させないカリキュラム委員長の発言は、 原告の存在を無視する、名誉を損なう発言である。	甲57 甲2 甲8 甲22 甲19
24	2012年 11月16 日	北村實 井形浩 治		教授会では、井形学部長は吉井の特任を認めないとの議論を拒否し、前の教授会で繰り返して北村實が井形浩治に指示していた発言のとおり、学部長権限で原告の申請書類を推薦委員会に提出せず、不受理とする。 渡辺大介教授はその手順をあきらかにすべきと発言、さらに、特任決定の時期を2年前にすべきとも発言したが、議論にはならす。	北村、井形、池島の描いた 原告の特任人事妨害シナリオの最終局面である。 議論させない井形と、話をそらす北村の応答が、 彼らの異常な心理状態を反映している。	北村が 「不受理の理由は書類がととのわなかったからです」、 「教授会議題じゃありません」と 議論を阻み、 井形は 「吉井先生が特任にもしられなくてもたれる科目が 不適合だと私が判断したからです」と述べる不誠実な応答は 不法行為をしたことを証明しているに他ならず、 原告の名誉を損なっている。	甲58 甲2 甲8 甲22 甲19

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事象における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生じ理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
25	2012年 11月30 日	教職員組合委員長 小川組 台委員 長		教職員組合委員長が16時30分、不適切な経営学部の特任人事をどうすべきか相談にみえ、特任推薦委員会にはかられるように努力すると言われる。 しかし、12月13日、人権委員会と同様、組合としては取り扱わないということとなる。			
		小川組 台委員 長	吉井研 究室	11月16日の教授会で、 原告は、 組合、人権委員会などに訴える(甲58、9頁)と 北村グループに伝えた後、 教職員組合に文書を送り(甲61)、 小川組合委員長と議論し、対応を依頼している(甲59、甲60)。 小川委員長は正常な姿になるよう努力すると退席されたが、 その後、組合では取り扱わないことにしたとの報告がきた。	原告は、 北村グループの不法行為に対処することは 学内では不可能と判断しており、 手順を踏むために、 まず、人権委員会、教職員組合の反応をみ、 その後、文科省の窓口、裁判へと闘うシナリオを描き、 そのように行動した。	小川委員長は 北村グループの行動は不適切と判断し、 直ぐに良い結果をだすようにすると言ったが、 その後、応答はなく、 組合では取り扱わないことにしたと連絡があった。 その後、 林連氏に委員長が交代し、 原告の組合の「悪い家」への投書文を掲載しない とのメールがくる(甲60、4頁)。 これらは、北村が組合に圧力をかけたということであり、 原告の表現の自由をも奪う間接的な抑圧であり、 これらの北村グループの動きは、 原告の表現の自由の権利を主張する場を潰すような不法行為である。	甲59 甲60 甲61
26	2012年 12月10 日	吉野忠 男学部長 長補佐		演習Ⅲの講義終了後、ゼミ生より報告と相談を受ける。ゼミ生の一人が吉野忠男学部長補佐に呼ばれ、「学部執行部が吉井の特任拒否をしている」ということを誰かから聞いたのかと質問され、 吉井の特任を認めないのは教授会の出席が非常によくないからという説明があったとのこと。 明日の昼食時間帯にゼミ生を乗め、学部執行部が話すそうである。吉井の特任拒否の件を聞かれても嘘をつくことなく話すようにという。			
		吉野忠 男学部長 長補佐	講義室	甲59の11月30日の教授会で、 ゼミ生が 署名活動やピラ配りなど、 ゼミ生が自分らでできることをしたいという申し入れがあったことを 教授会で井形に説明し、 ゼミ生のこと、就職活動への影響を考えた行動をとるように 要請している。 そのような流れでの出来事である。 なお、ゼミ生のピラ配りなどの行為は、 北村グループによる ゼミ生への直接的な不利益となるリスクがあることから、 そのような動きは 学生部の管理下で許されるかの判断が必要となると思うので、 学生部に確認するので、勝手に動かないようにと説得し、 学生部に行ったが、学生部長の名前を聞いた時に、 北村の勢力範囲となっていることを直感し、 ゼミ生にはそのような行動をしないようにと説得している。 これは真実である。	北村グループによる顕著な特任人事妨害が表面化するにつれ、 学生にそのような動きの情報が漏れたように、 10月末頃、学生食堂で原告の講義を受講している学生から、 その事実を確認する質問を受けた。 この吉野のゼミ生への質問は、 原告が 人事情報を漏らした張本人とする、 原告を追求するための証拠とする 確認の問い合わせである。 なお、学生からの質問以降、 ゼミ生には北村グループの動きを説明し、 井形の辞退要請の経緯も聞かせているので、 ゼミ生はそれぞれその価値観で判断をしている状況下にはあった。	事実の真実性を示すことが原告の意図である。 ゼミ生は 10月15日の井形の辞退要請の録音を聞き、 ゼミでも 原告が状況を説明している。 その状況下で、 北村グループの1人、吉野の説明には説得力がないことより、 表面には出さない真事情が 原告の名誉を棄損しているのである。	甲59

主 張 書 面 添 付 資 料:

主 張 書 面 添 付 資 料:

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名義棄損とする理由は (the reason why)
2012年 27日	12月13日	人権委員会委員長 志保 高志 副委員長 宋仁 守	人権委員会 人権委員会	この人権委員会での報告(甲59)の後、 人権委員会委員長は 個人的に原告に話をするために 自分の研究室でという誘いをかけたが、 彼に迷惑がかかることを恐れ、辞退している。 大学の教員を務めるほどの実績がある方が 「アカハラでもパワハラでもない」 と発言しなければいけない状況におかれていること、 原告の意向や権力をどうにかしない、 組織の意向や権力をどうにかしない、 原告は深く思いついた瞬間である。	北村は、 総務担当理事、各種委員会の委員長の選挙を決める立場を フル活用して、 学生部長や人権委員会委員長、教務委員会委員長など、 北村の意向に反しない人材配置を完了していたようで、 甲55の2頁、5月17日に記載の 「北村は吉井を恐れているようである」 ことへの徹底した対策を練っていたようで、 この背景のもとで、 北村と池島による共同不法行為と判示された。 原告の申請書類を特任教員推薦委員会に提出しないという、 前代未聞の不法行為が遂行されているのである。	藤本氏の 「アカハラでもパワハラでもない」、 宋氏の 「情報の科目の必要性はわからない」、 甲62の 「人権委員会が扱うには荷が重すぎたんですよ」、 との経営学部の人権委員の言葉が全てであり、 人権委員会は 北村グループの支配下におかれていたことが推察され、 この状況が原告の学内での主張の場を完全に塞いでいることから、 名義を棄損していると主張する。
2012年 28日	12月13日	学務執行部 池島 副学部長 これは12月10日の吉野学部長補佐の理由と異なる。	学務執行部 池島 副学部長	学務執行部は、ゼミ生の今後のゼミ運営について、学務執行部の方針を受けて。 池島副学部長は吉井の特性を認めないのは67歳定年のためと説明し、非常勤講師としてのゼミ担当をお願いしたが拒まれたと説明。 これは12月10日の吉野学部長補佐の理由と異なる。	原告は、 ゼミ生への説明をお願いした経緯による、 井形執行部の対応である。	学校教育法第83条2項に反する 北村グループの行動、 それを 「大学の自治」「教授会の自治」の名のもとで容認する 被告大学、 さらに、被告大学が最も配慮すべき学生への対応が、 原告を原因として生じせしめる結果となったことは、 原告の教育者としての誇りを損なう行為にとどまらず、 名義を棄損する行為である。
2013年 29日	1月18日	教授会 池島 副学部長 情報リニューエング委員長 井形 学部長	教授会 池島 副学部長 情報リニューエング委員長 井形 学部長	教授会では、池島カリキュラム委員長に賛同する。カリキュラム委員会の総意として、吉井担当の科目を2013年度は不承認にすると井形学部長が説明、 情報リニューエング委員長には情報リニューエング委員長はリストにない、経営情報論と情報ネットワーク論IとIIがあるのは何故かとの質問には明快に答えない。 しかればその理由は「必要ではないから」と答え、その理由は話さない。	原告は、 里上教授が訴訟したように、 迅速に在籍中に訴訟することを目的に、 12月16日、井形に依頼したが、 退職直前の2013年2月2月下旬に地位保全仮処分の手続きとなり、 速やかな訴訟は夢のまた夢となったが、 主観ではない客観的な証拠を固める努力をしており、 1月18日の池島および井形発言が虚偽である証拠となる 教務課員のメールを2013年2月15日に受け取っている(甲20、4～5頁)。	別件訴訟1での 井形、池島の虚偽の陳述、虚偽の尋問、 さらには原告の退職後の、 理事会および教授会での 井形、池島の「正当な行為」との発言は、 この1月18日の彼らの虚偽の発言と質を同じくすることから、 原告の名義を損なうものである。

主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事案における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
----	--------------	--------------	---------------	---	-----------------------------	--------------------------------	----------

原告の退職後、訴訟過程および原告の同僚などから知られた文書、草議裁判での文書より、原告が名誉棄損と判断する事由

2015年 30日 2月24日	被告大学が「本学元教員による名誉棄損、業務妨害行為について」と題する文書を学内外に公表したその行為および公示内容は虚偽に充ちており、 (引継ぎ文書)	佐藤理事長のもとで、 理事代行をつとめるほどの力を有していた 北村理事らの対応の一環として、 学生の父母など、 外部および学内の批判を抑制するために、 公示した文書である。	佐藤理事長およびその執行部(含む、北村理事)が、 原告の訴訟の原因となった、 井形および池島の共同不法行為の判決後も、 井形および池島には懲罰を科すこともなく、 原告が相談した草議副学長・理事および山田学長補佐を 懲戒処分、それに相当する処分を科していること(甲17)、 そして、そのような経緯のもとで、 不特定多数の方々に 原告の名譽を棄損する。 真実ではない事実を公示したことは(甲22、13頁)、 原告の名譽を著しく損なっている。	懲戒等検討委員会、 特任申請を阻まれた山田元学長補佐が、 原告が情報公開したウェブを精査し、 北村、井形、池島らの行為が適切であったかを、 組合の重たい泉に投稿、 学内の有識者に配布し、 問題意識をもつことの重要性を喚起していた。 その山田氏が 退職の挨拶のメールに添付してくれた情報である(甲22、13頁)。	佐藤理事長およびその執行部(含む、北村理事)が、 原告の訴訟の原因となった、 井形および池島の共同不法行為の判決後も、 井形および池島には懲罰を科すこともなく、 原告が相談した草議副学長・理事および山田学長補佐を 懲戒処分、それに相当する処分を科していること(甲17)、 そして、そのような経緯のもとで、 不特定多数の方々に 原告の名譽を棄損する。 真実ではない事実を公示したことは(甲22、13頁)、 原告の名譽を著しく損なっている。	甲22 甲7 甲8 甲17 甲18
2015年 31日 7月1日	田村は、被告大学では事務局長を経験し、同窓会会長、学外理事の職位にあるが、その人物の陳述書から、経営に関与する者としての問題点は何かを分析された痕跡は感じられず、 表面的な現象でもって原告の名譽および名誉感情を損なっている。 特に、「大学進学を望んだ孫娘から「お爺ちゃん」の大学のバワハラ事件は本当か?」との電話がありました(1)の記述には適切に応答していない田村に対し、原告の名誉感情は著しく貶められた。	クロースドな空間からオープンな社会へと公示されたことは、 原告が反論できない状態での一方的な不法行為であり、 民法学者である経営学部の北村理事と木村理事のもとでの、 予見し得る不法行為であるにもかかわらず、 (別件訴訟2)の被告大学に拠る名誉権侵害訴訟では、 歴代の執行部による不法行為と判示されている(甲7、甲8) このような公示をすることは 原告の名譽を棄損していることに他ならない。	田村は、 被告大学の理事、同窓会の会長の地位にあり、 卒業生への説明責任を果たさず、 「自己の利益のみに走り、一方的に情報を発信し、 ネットの向こう側でほくそ笑む行為は 非道卑劣の極みではないかと考えます」 と述べ、 孫娘からの電話 「お爺ちゃん」の大学のバワハラ事件は本当か?」 にも適切な対応をせず、 原告を一顧に悪人に仕立て上げている陳述には、 原告は、 原告の名譽を棄損されていると確信している。	北村は、 現在、特任教授と思われるが、 原告の別件訴訟1の判決が確定した頃、 教員の定年を67歳から70歳に戻すことを 画策し、 教職員組合の反対にたい、 失敗に終わっている。 この情報は元同僚から伝えられ、 山田氏に確認すると、 教職員組合で、私は全力で阻止した と話されている。 北村の狙いは、 学長ポストにあり、そのための人材ネットワークが、 田村正晴、佐藤武司、池島真実、木村俊郎、高原龍二 といった面々と推察される(甲17、7頁)。	被告大学の事務局長を務めた人物が、 別件訴訟1の大阪高裁で、 被告大学の井形と池島の 故意による共同不法行為が確定した後、 原告を訴えるために陳述し、 しかも、 お爺さんの質問に真実を伝えていない、 このような行為に、 原告は著しく名誉棄損されたと感じている。	甲28 甲17

主張書面添付資料: 甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事象における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名譽棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
32	2015年 7月2日	理事長		理事長である佐藤は、その陳述書で、原告が被告大学に着任後、幾度となく他の教員など事件やトラブルを それらは偏った情報によるものであり、理事長の地位を活用して精査すべきであり、それを怠った佐藤は原告の名譽を著しく貶めている。	被告大学は、 2015年10月1日、原告に対し、名譽権侵害などで訴えたが、 草薙元副学長・理事は 被告大学に押し、2015年8月13日、懲戒処分の無効を求めて 大阪地裁に訴え、草薙氏は和解であるが、 突貫調停している。 草薙氏は、 被告大学理事会は正常に機能していなかった(甲17、8頁)と 陳述するように、 北村は、 懲戒等検討委員会では警察のように捜査を担い、 理事会では校事のように追及し、裁判官のように判決を下す という3つの役割を主導的に果たす一方で、 裁判所が故意による共同不法行為と判断した 井形および池島を被害者のように擁護している(甲17、6～8頁) と陳述している。 その池島は 2018年現在、経営学部学部長・理事であることから、 被告大学の体質は 全く改善されていないということである。	佐藤は、理事長として 原告の特任教員地位確認訴訟(別件訴訟1)に当たった と陳述しているが、 被告大学の訴状には 虚偽事実、虚偽データ捏造があり、 専断では井形や池島は虚偽の応答をしている。 理事長は、 原告が 被告井形および被告池島を訴えた この別件訴訟1の訴訟において、 どのような努力をしたのかを問いたい。 そして、別件訴訟2の訴訟は、 被告大学の名譽を回復したと、 理事長が評価しているのかを問いたい。 原告の名譽を棄損しているのは、 この理事長の努力であるということを訴えたい。	甲27 甲17
33	2015年 12月15 日	経営学部長・理事		経営学部長・理事である木村が、2015年12月15日の理事会および2016年1月15日に経営学部教授会で配布した「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」文書は、 2015年4月23日の大阪高裁判決の摘示を定めておき、結果として、原告の名譽を著しく貶めている。	被告大学は、 2015年10月1日、原告に対し、名譽権侵害などで訴えたが、 草薙元副学長・理事は 被告大学に押し、2015年8月13日、懲戒処分の無効を求めて 大阪地裁に訴え、草薙氏は和解であるが、 突貫調停している。 草薙氏は、 被告大学理事会は正常に機能していなかった(甲17、8頁)と 陳述するように、 北村は、 懲戒等検討委員会では警察のように捜査を担い、 理事会では校事のように追及し、裁判官のように判決を下す という3つの役割を主導的に果たす一方で、 裁判所が故意による共同不法行為と判断した 井形および池島を被害者のように擁護している(甲17、6～8頁) と陳述している。 その池島は 2018年現在、経営学部学部長・理事であることから、 被告大学の体質は 全く改善されていないということである。	原告が名譽棄損とする理由は、 木村の論理に明快さがなく、 徳永学長および学長執行部に責任転嫁する論調で、 問題を直視していないことである。 その最たる表現は、甲25の3頁の次の表現である。 「今般の吉井氏問題で当時の検討委員会委員長・池島氏は 自己に課された職務を 忠実に執行したのみであると言える。 一方、学部長・井形氏は 控訴審判決のようなそしりを免れるために 吉井氏問題について 学長……であつたと考ええる。」 このような論理展開のもとで、 特任人事の労使慣行を論じ、 原告が、 北村グループから受けた教訓的なパワハラを論じることは 原告の名譽を貶めていることに他ならない。	甲25
		木村学 部長・ 理事	理事会 教授会	2016年2月14日の「特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括」 (甲25)の、時間軸上での価値を評価するために、関連する 訴訟と、その判決を下記に示す。 2015年4月23日は、原告による地位確認等請求事件の控訴審 判決の日で、被控訴人の井形と池島の故意による共同不法 行為が確定。 2015年8月13日は、草薙元副学長・理事が年俸10%減俸と いつた懲戒処分の無効を大阪地裁に訴えた日である。 2016年2月17日の被告大学の準備書面(3)に次の記載がある。 「吉井の特任教員の申請自体を井形(ら)が受け付け なかつたことは不法である」と法的評価を行ったのは あくまで裁判所であつて、この判決をもって、原告(草薙氏 の)の非違行為が正当化されるものではない」 2017年3月14日、和解し、被告大学は懲戒処分を撤回し、 告示により名譽を回復、草薙氏の実質、勝訴である。 2015年10月1日は、被告大学が原告を名譽権侵害、 業務遂行権侵害などで大阪地裁に訴えた日である。 2018年2月23日、大阪高裁は、被告大学の訴えを退けている。	木村は 2004年4月に経営学部に着任した、北村の友人であり、 法学教授である。 北村グループが 別件訴訟2で 繰返し執行部による原告への不法行為があつた と判示された事実を 見聞してきた人物でもある。 被告大学が原告を名譽権侵害などで訴えた別件訴訟2では、 木村は 陳述書を提出し、 かつ、理事会および教授会では、 甲25文書を配布している。 甲25文書の評価と関連する訴訟の判決を比較して、 木村文書が原告の名譽を棄損しているか否かの判断となる。 結論は、名譽を棄損する文書である。	原告が名譽棄損とするところは、 木村の論理に明快さがなく、 徳永学長および学長執行部に責任転嫁する論調で、 問題を直視していないことである。 その最たる表現は、甲25の3頁の次の表現である。 「今般の吉井氏問題で当時の検討委員会委員長・池島氏は 自己に課された職務を 忠実に執行したのみであると言える。 一方、学部長・井形氏は 控訴審判決のようなそしりを免れるために 吉井氏問題について 学長……であつたと考ええる。」 このような論理展開のもとで、 特任人事の労使慣行を論じ、 原告が、 北村グループから受けた教訓的なパワハラを論じることは 原告の名譽を貶めていることに他ならない。	甲25

主張書面添付資料: 甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (when)	行為者 (who)	場所 (where)	生じた事実における、発重・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名譽棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
34	2016年 1月15 日	井形および池島 学内外からよせられる井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為が正当ではなかったのではないという意見に対する弁解文書で、その内容は、裁判所の判断を無視した虚偽事実を述べ、学長執行部や理事会などに責任転嫁するなど、教育者としての倫理観の欠如を知らしめる情報が記載されており、原告の名譽を著しく損なっている。		井形および池島が連名で配布した2016年1月15日付け文書「吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼」は、2015年4月23日の大阪高裁判決後、学内外からよせられる井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為が正当ではなかったのではないという意見に対する弁解文書で、その内容は、裁判所の判断を無視した虚偽事実を述べ、学長執行部や理事会などに責任転嫁するなど、教育者としての倫理観の欠如を知らしめる情報が記載されており、原告の名譽を著しく損なっている。	井形および池島は、 2012年5月11日のカリキュラム委員会で、 北村が「原告の特任人事は執行部でコントロール可能」と発言した、 そのシナリオどおりに遂行した人物である。 池島が非難されるべきは、 2012年10月12日のカリキュラム委員会で、 原告の担当科目を全て不要若しくは必要度が低いとして 不開講とし、 カリキュラム委員会の機能を逸脱したことである(甲4)。 井形が非難されるべきは、 特任教員推薦委員会に原告の申請書類を提出し、 そこで、経営学部教授会に推薦するか否かを 審議する場であるにもかかわらず、 自ら特任教員任用規程を逸脱する規程を偽装し、 学部長が推薦する権利を有していると周囲に思い込ませ、 再雇用だが、 新規雇用と同じ3分の2以上の賛成が必要などと周囲を惑わし、 2012年10月15日、 原告に自主的に特任申請を辞退せよ と迫っていることである(甲5)。 そして、最後は、 申請書類を提出しないで、 「不受理となりました」 と報告している(甲58)。 これらは、明らかな名譽棄損行為である。	原告が名譽棄損と判断する要素には2つある。 1つは、 個人の役職を利用しての不法行為による名譽棄損であって、 これは左記に述べたように枚挙にいとまがない。 今1つは、 被告大学のレベルで判断されるべき不法行為による 名譽棄損行為および、非難されるべき被告大学の対応である。 教授会決議の専決事項、不可侵性の前に、 教育機関としてのあるべき姿で、 監督機能を發揮すべきであるにもかかわらず、 そのような不法行為を監査する動きはなく、 北村、井形、池島が 懲戒処分されることなく、 学部長・理事などの役職につき、 教育活動に従事していることである。 学生や社会、そして原告に対して 顔向けのできる反省がみられなくてもよいと判断する。	甲23 甲24 甲4 甲5 甲58

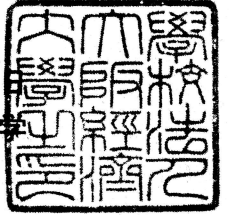
主張書面添付資料:

甲29記載の内容等について、各被告に対し不法行為として主張する行為の特定をする

No	日時 (When)	行為者 (Who)	場所 (Where)	生じた事実における、発言・行為の具体的内容 何をした(what)、どのようにした(how to)	生起理由・背景 (the reason why)	名誉棄損とする理由は (the reason why)	関連 書証
35	2016年 12月22 日	北村 北村寛 大阪 地裁		北村は、草薙氏が被告大学理事会に組織された懲罰審判委員会の手続きの公正さを求めた訴訟であきらかにったように、理事会執行部の中核人物である。その北村寛の尋問調書に記載されている応答内容は被告大学の規程の趣旨から外れ、第3者の目からみても明らかに不法行為を故意に行っていることから、原告の名譽を著しく貶めている。	原告は 松下通信工業時代、企画の責任者として取締役会などに自由に出席させていたため、 全社経営戦略に参画していたため、 少なくとも最高意思決定機関を評価する見識を有していると思うが、 被告大学の理事会は 原告の想像を超えた至る意思決定機関であり、 それを理解可能にしたのが、草薙裁判である。 草薙裁判は 原告にとつては、 被告大学の理事会という伏魔殿を知る 格好の情報源である。 甲18は、 2016年12月22日の北村への尋問で、 北村は理事長を代行するほどの実力を有していることから、 北村の振る舞いをみるにより、 理事会が正常な意思決定機関であるか否かの判断が可能となる。 原告の指摘したいことは、 特任人事における労使慣行の存在も、 井阪理事長および重森学長が全教員に話された「人事における労使慣行は従前と変わらず」(甲26)という心の吐露を認め、 原告を被告大学から抹殺しようとした張本人(甲16、甲17)であるということである。	甲18に焦点をあてて、 北村が原告の名譽を棄損しているとする事実を述べた。 初めて見聞きする通常の倫理観の持ち主であれば、 原告が名誉を棄損されているとみない人はいないであろう、 そのようなケースである。 原告が北村や井形、池島を名誉棄損で訴えることは、 本人の問題以上に、 被告大学に問題があるということを 知らせるためである。	甲18

関係各位

平成 27 年 2 月 24 日
学校法人大阪経済大学



本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について

本学を平成 25 年 3 月に定年退職した元教員が、インターネット上のサイトにおいて、訴訟記録他多数の情報を掲載し、本学、本学経営学部および関係諸個人の名誉を著しく毀損し、本学の業務を妨害する行為を繰り返しています。また、本学は、適正、妥当な判断と手続により関係業務を行い、元教員の在職中に同人に対するハラスメント行為は一切ありません。

上記の点を踏まえ、今後元教員による名誉毀損、業務妨害行為に対し、厳正に対処する所存であります。

以上、サイトをご覧になりご心配いただいている本学関係各位にご報告申し上げます。

甲第25号証

特任教員任用をめぐる吉井氏問題の総括

1 特任教員任用をめぐる吉井氏問題（以下、吉井氏問題と略称する）の概要

1-1 時系列上の吉井氏問題の概要／経営学部カリキュラム検討委員会から学部長井形氏まで

本問題は吉井康雄氏の特任教員任用にまつわる問題である。退職後の特任教員任用を希望した吉井氏に対して、その希望が拒否された事件である。事件の経緯はおおよそ以下の通りであった。吉井氏問題の手続き上の端緒は、学部長：井形浩治氏が特任教員任用の手続きとして経営学部教授会におき、経営学部カリキュラム検討委員会（以下、検討委員会と称する。）に吉井氏の3年間に及ぶ授業担当科目計画に関して意見を求めたことである（2012年9月28日）。このことを受けて検討委員会は吉井氏が提出した授業科目担当計画の審議・検討を開始した。審議・検討の結果、当該授業担当科目は「不必要又は必要度が低い」という結論にいたった。検討委員会委員長：池島真策氏は学部長：井形氏に検討委員会の結論を伝えた。

1-2 時系列上の吉井氏問題の概要／学部長：井形氏から学長：徳永氏まで

学部長：井形氏はかかる検討委員会の結論を受けて吉井氏に特任教員推薦に関する説明をした。説明内容は、吉井氏が提出した授業担当科目計画の一部担当予定科目は「不必要又は必要度が低」く、特任教員推薦委員会へ推薦できないというものであった。これに対して、吉井氏は「そのままの」授業担当科目計画を特任教員推薦委員会へ提出することを強く要請する。かかるやり取りの後、学部長：井形氏はその経緯を特任教員推薦委員会委員長である学長：徳永光俊氏に報告をする。学長：徳永氏は学部長：井形氏に「カリキュラム検討委員会が不必要又は必要度が低いと判断した授業担当科目計画を提出されたとしても受け付けられない」と伝える。したがって、吉井氏の特任教員任用問題は『事実上』不受理[学長：徳永氏は当時、「井形氏から口頭報告を受ける。しかし、書類提出はなく。その際、『学部で判断してください』と言及したとする。大学側の弁護士によれば、『事実上の』不受理」という用語の中に上記意味内容も包含されていると指摘する。]として処理されることになった。以上が時系列に則した吉井氏問題の概要である。

2 吉井氏問題の検討

2-1 本校における特任教員制度

特任教員制度は「再雇用」制度であることはすでに過去の事案において確定している。したがって通常の雇用契約締結の手続きが踏襲されることは当然のことである（特任教員申請・任用に関して特別な労使慣行は存在しない。）。ただし、本校において研究・教育・運営上の活動に長年貢献をいただいたことに対する報償的性質を帯びていることは否定できない事実である。しかし、あくまで特任教員任用は既得権でなく、再雇用を前提とすることは事実である（控訴審も一種の期待権とする）。その手続きは、規程にもとづけば推薦は担当者が判断し、その後「特任教員推薦委員会の推薦により、各学部教授会において行い、理事会の承認を得て」任用される（特任教員任用規程5条①）。

2-2 経営学部カリキュラム検討委員会の役割

経営学部カリキュラム検討委員会は経営学部長の諮問機関である。当時かかる検討委員会の構成メンバーは経営学部教員8名で構成され、内訳は経営学系教員5名、法律学系教員3名であった。専攻科目分野も偏ることなく人選されていた。さらに構成員は4月段階ですでに選任されている。検討委員会の役割は①経営学部カリキュラム体系の検討、②カリキュラム編成（具体的開講科目の新設・改廃）そして③決定カリキュラム科目開講の実施などである。とりわけ、吉井氏問題における検討委員会の役割は授業担当科目計画の適合性について検討し、その結果を経営学部長に報告するものであった。

計画中の予定科目の適合性は、第一義的に経営学部カリキュラム体系の中で考慮されるべきものである。したがって、特任教員任用の優先度は第二義的なものと位置付けている。

2-3 検討委員会の当該授業担当科目計画の評価

吉井氏が提示した担当科目は以下の通りである。〔春学期担当科目〕情報ネットワーク論Ⅰ（2講座開講）、経営情報論、外国書講読Ⅰ、演習Ⅱ。〔秋学期担当科目〕情報ネットワーク論Ⅱ（2講座開講）、情報バリューエンジニアリング（2講座開講）、外国書講読Ⅱ、演習Ⅲであり、かかる春・秋担当科目を3年間繰り返すといものであった。

吉井氏が提示した担当科目は緊急・変則的担当科目である。緊急・変則性は平成22年、吉井氏の国内留学の結果により生じたものである。吉井氏は留学後、週2.5コマしか担当科目がなかった。平成21年「週4コマ担当申し合わせ事項」に抵触するため（週1.5コマ不足）、急きょ開講した担当科目が多く含まれている。

当時の検討委員会委員長：井形氏の提案に基づいて吉井氏は緊急・変則的担当科目を組むことになった。その緊急・変則科目は外国書講読Ⅰ・Ⅱ、経営情報論（2部開講）、情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ（2部開講）、情報バリューエンジニアリング（2部開講）である。

検討委員会の緊急・変則科目に関する審議・検討結果は以下のものであった。まず、第2部開講科目「情報ネットワーク論Ⅰ・Ⅱ」、「情報バリューエンジニアリング」、「経営情報論」は学則上不存在科目であり、敢えて開講する必要性がない科目である。さらに「外国書講読Ⅰ・Ⅱ」に関しては大学院進学者の入試対策のものであり実質的に成果が上がっていき必要度が低い。さらに「経営情報論」に関しては平成24年 経営情報学部廃部に伴い経営学部独立科目として重要度が低い。「情報バリューエンジニアリング」に関しては経営学部のカリキュラム体系上、必要か否か不明というものであり、総じて「不必要又は必要度が低い」という判断であった。現時点ではすでに廃止されている。

2-4 検討委員会判断に対する検討委員会委員長：池島氏と学部長：井形氏の態様

検討委員会委員長：池島氏は吉井氏の授業担当科目計画を検討委員会で審議に図り、結論を得て学部長：井形氏に答申したのである。かかる答申を受けて学部長：井形氏がその旨を吉井氏に告げ、推薦委員会委員長・学長：徳永氏に報告したのである。控訴審判決はこの点を法的に評価したのである。つまり、学部長：井形氏と検討委員会委員長：池島氏は検討委員会の審議過程に吉井氏排斥を連帯し故意的に持ち込んだと推認（一応の推認、

間接反証か？）している。つまり推認に際して、「同委員会の委員（検討委員）の中に、控訴人（吉井氏）の講義内容を理解していた者がいたとは必ずしも認めがたい」として学部長：井形氏と検討委員会委員長：池島氏が答申を恣意的に誘導したとする。

2-5 吉井氏問題に対する学長執行部の態様

控訴審の審理過程で明らかになった事実はずぎのようなことであった。吉井氏提出の証拠（録音テープ）が、学長執行部の学内教学行政執行に関して、当時不一致の状況を呈していたということを示唆している。学長：徳永氏は、吉井氏の間接申請に対して、検討委員会の「不必要又は必要性が低い」という答申を尊重して不受理を決定している。一方、吉井氏提出証拠（録音テープ）によれば副学長：草薙氏と学長補佐：山田氏は明らかに問題の重要性（吉井氏にとって）を以前から認識しており（草薙・山田両氏は会話の録音や訴訟の提起を示唆している）かつ、本学が法人として、吉井氏問題の取り扱いを決定するまでに学長執行部構成員として問題提起をせず不問に付している。やはり吉井氏問題を職務遂行上議論して然るべきであった。

3 むすび

以上のように見てきた場合、今般の吉井氏問題で当時の検討委員会委員長：池島氏は自己に課された職務を忠実に執行したのみであると言える。一方、学部長：井形氏は控訴審判決のようなそしりを免れるためにも吉井氏問題について、学長：徳永氏との間でももう少し慎重な肌理の細かい議論をしておくべきであったと考える。このことは学長：徳永氏においても同様である。また、特任教員推薦要件欠如においても、他のケースでは特任教員推薦委員会において正式に不適格と判定している。今回も法的安定性を重視し、かかる慣例を踏襲するべきであった。同時に、学長執行部把握・指揮に関しても不十分であったと考える。さらに副学長：草薙氏、学長補佐：山田氏にいたっては、吉井氏問題がいろいろな意味において重要な問題を包含していることを認識しながら学長執行部議題として提起・論議しなかったこと、さらに裏面で吉井氏問題を拡散したことは職務執行の懈怠であったといえる。

大阪経済大学経営学部教授会

吉井氏の問題に対する経営学部における確認依頼

平成28年1月15日
経営学部教授・井形浩治
経営学部教授・池島真策

経営学部の皆様におかれましては、この問題に当たり、大変お騒がせをしております。

ところで、大阪高判平成27年4月23日の判決（以下、大阪高判とします）以降、学内外で様々な意見が出ていることから、吉井氏の特任問題における経営学部の手続について、その正当性を経営学部教授会において確認させていただきたく、こうした機会を作っていました。

I 特任教員制度について

本学の特任教員任用制度は、再雇用制度であることは既に周知のことだと思われませんが、その手続は、雇用契約締結の手続が踏襲されることは当然であります。それゆえ、当時、本学において、学部のカリキュラムや人事などについては、各学部の教授会の専決事項としていました（但し、平成27年4月より変更）。そして、経営学部は、学部長の諮問に基づいて、カリキュラム編成、各年度の授業担当、授業担当の人事案件を実質的に審議・検討することを「経営学部カリキュラム検討委員会」に委ねられていました。こうしたことから、本件においても、「学部長が作成すべき授業計画についてカリキュラム委員会の意見を聞いて行う」と当時学部長であった井形が平成24（2012）年9月28日経営学部教授会で諮っております（議事録参照）、再雇用である特任教員任用手続において正当であると考えます。この教授会には吉井氏本人も出席していましたが（当時学長補佐であった山田文明氏も出席）、こうした手続について、吉井氏を含む教授会メンバーからは、何ら異議が唱えられませんでした。

II 経営学部カリキュラム検討委員会について

特任教員を含めた学部教員における科目担当等の採否については、学部のカリキュラム検討委員会が実質その判断を行っております。こうした方法は、決して経営学部独自のものではなく、本学のすべての学部において、カリキュラム検討委員会が学部のカリキュラム体系を検討し、そのカリキュラム編成を行っています。そして、特任教員に限らず、非常勤教員・全専任教員は、決められたカリキュラムの編成通りに科目を開講しなければならない、自分勝手に科目を設定・開講したり、逆に辞退や不開講とすることは、学部教学のルールとして行ってはならないこととなっています。そして、特任教員は再雇用でありますから、学部のカリキュラム編成に沿って、その提案科目などを判断すること

になりますので、当然温情的な科目設定などはありません。

ところで、経営学部は、経営学系を専門とする教員と法律学系を専門とする教員で構成されておりますが、当時の経営学部カリキュラム検討委員会のメンバー構成は、経営学系の教員5人と法律学系教員3人の教員であり、しかも専攻科目分野も偏ることなく編成されていました。

そこでの結論は、吉井氏が提案した科目は、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」しました。なぜそのような結論で一致したかという点、吉井氏が提案した担当科目は緊急・変則的な担当科目であり、しかも学則上存在しない科目を挙げていたからでした。特任教員の3年間を、こうした状態のまま開講することは、経営学部のカリキュラムの体系上および教学ルール上、当然認められないからです。それゆえ、吉井氏が従前担当していた講義の内容を十分理解できるメンバーも含めた委員全員が、「不必要又は必要度が低いという意見で一致」したのでした。

この一致した意見を受けて、当時カリキュラム委員長という立場であった池島は、そこに私情を挟むなどということは一切なく、あくまでも委員長としてカリキュラム検討委員会の意見を、そのまま当時学部長であった井形に報告したままであります。

このように、カリキュラム委員長であった池島は、その役職として業務を遂行しただけであります。そして、こうしたカリキュラム検討委員会での一連の行為が、経営学部で問題視されたことはありません。それゆえ、この一連の行為は「役職上の正当な業務」であったのであり、問題はなかったと考えます。なお、後に述べますが、理事会でも、この点が問題視されたことは一切ありませんでした。

Ⅲ 吉井氏提案の授業担当計画の取扱いについて

上記の通り、カリキュラム検討委員会で吉井氏提案の授業担当計画を検討した結果、同委員会の総意として、その計画案は「不要若しくは必要度が低い」と判断されたため、井形は平成24年10月15日夕刻に、吉井氏の研究室を訪ねて、カリキュラム検討委員会の意見を伝え、吉井氏が作成した授業担当計画では、特任教員推薦委員会に提出できないこととお話ししました。しかし、吉井氏は自身が作成した授業担当計画をそのまま特任教員推薦委員会に提出さえすれば、特任教員手続が承認されると信じて疑わず、本人提出の録音および反訳でも明らかなように、井形に同授業担当計画をそのまま特任教員推薦委員会へ提出するように強く要請しました。こうした吉井氏の「そのまま提出するように」という強い要請があったからこそ、井形は、本人自身が作成した授業担当計画をそのまま提出しようと思い、推薦委員会の委員長である徳永学長のところに行ったのです。

その際、徳永学長は、「カリキュラム検討委員会が不要若しくは必要度が低いと判断した授業担当計画を提出されたとしても、受け付けられない（不受理）」としたのであります。井形は、「任用申請の手続をあえて進めなかった」わけで

はなく、学部長として正当な業務として一連の手続を行っただけであり、むしろ本人の意向を尊重して、吉井氏の作成した授業担当計画を提出しようとしていたのです。つまり、推薦委員会の委員長であった徳永学長が不受理と判断したのです。

このように、平成 24 (2012) 年 11 月 20 日学内理事会で、当時学部長兼理事であった井形が「不受理となった」ことについて報告したところ、こうした事情や手続を承知している徳永学長（理事）や草薙副学長（理事）、さらに勝田理事長からは何ら指摘がありませんでした。さらに、井形は、その場で「経営系科目での後任枠人事を行いたい」と申し出たところ、参加理事からは何ら異論もなく、承認したのでした。つまり、理事会としては、前述の池島や井形の一連の行為は「役職上の正当な業務」としつつ、経営学部の一連の手続には問題がないと認めたということなのです。それにもかかわらず、今頃になって、一連の手続を否定するような意見が学内外から出るのは不思議でなりません。

IV さらなる事項

以上のように、井形や池島の手続について申し述べさせていただきましたが、今になって当時の行為を否定する意見が出てくことに疑問を禁じ得ません。そこで、いくつかの点について、更に申し述べておきます。

①まず、「不受理」とした推薦委員長である徳永学長の行為についてです。もし特任教員推薦委員会に受理するかどうかの権限があるなら、推薦委員会の委員長である徳永学長は、井形が提出しようとした吉井氏作成の授業担当計画を受理しなければなりません。なぜなら井形は、吉井氏自身が作成した授業担当計画を「そのまま」提出しようとした委員長である徳永学長のところに行ったのでありますから、それを推薦委員会の委員長というだけで拒否できないはあります。また、徳永学長が学部任せるとする発言をしたとするなら、推薦委員長あるいは推薦委員会の（判断）権限を経営学部長に委ねたということでもありますから、井形の問題というよりも、むしろ、その権限を委ねた者の責任、つまり、推薦委員長である徳永学長が問題視されなければなりません。また、任せるとするかどうかの権限が推薦委員会にあるとするならば、当時の推薦委員会からその権限が委譲されていないにもかかわらず、権限を勝手に推薦委員長である学長が勝手に行使したことになり、この点も問題となります。

②次に、理事会での報告などについてです。井形は、不受理となったことを平成 24 (2012) 年 11 月 20 日学内理事会において報告をしておりますが、一連の事情や手続を承知している徳永学長（理事）や草薙副学長（理事）、さらには勝田理事長からは何ら指摘がありませんでした。もし本件の特任教員手続について、何らかの問題があるならば、内部統制やコンプライアンス上、理事は当然その理事会で指摘しなければなりませんし（仮に、秘匿ということであれば、むしろそれが問題です）、後任人事の採用手続についても異論を唱えなければいけないはずです。しかし、吉井氏の退職へ向けた一連の手続について、理

事会で何ら異論が唱えられることがなかったということは、井形および池島の行為は、大学として「役職上の正当な業務であった」ということを認めていたことだと言えるのです。

また、控訴審で吉井氏が証拠（甲第23号証）として提出した、吉井氏と元副学長兼理事・草薙氏の音声テープおよびその反訳ですが、草薙氏は吉井氏に対して以下のように話をしていました（以下、反訳のまま示します）。すなわち、「推薦委員会に出す前に、もう、あんたの科目はないんやから、きよ、こうぎ、講義計画たてられないということや」（反訳2頁）、「まず、受け取んのが、さ、先やでと。当たり前やんかと。本人の希望があつて、要件さえ満たしてりゃ受け取つてな、審査委員会にかけんね、んで、審査委員会でたたかれるのはあるかもしれんわな、まず1つね、審査委員会でとおつたとしてもな、・・・」（反訳4頁）、「カ、カリキュラムが足らん、いいよる、いいよる訳やな。」（反訳5頁）、「カリキュラム、うば、奪うという、まー裏技やわな」（反訳5頁）、「まー、一番、うーん、なー、大学としては決してうれ嬉しくはないけれども、なー、外で訴えられんのもしやーないちやいますか？彼らにとっては自業自得でしょ。」（反訳6頁）、「退官してからやってもいいんじゃないの、十分に痛めつけることになるよ、と思いますけど。」（反訳12頁）、「ま、理事長のとこ行く前に学長に一度相談したほうがいい」（反訳14頁）などといったことを話したようです。

しかし、その場が私的な発言か公的な発言かは別として、井形および池島の行為が問題であるというのであるなら、徳永学長および草薙副学長は学内理事会の場で指摘すべきことであります。それにもかかわらず、何回かあった理事会（学内理事会を含む）では、その点について全く指摘がありませんでした。これらの点からしても、今になって、井形および池島の行為が「役職上の正当な業務」ではないかのような意見が学内外で出されているということは、はなはだ遺憾であります。

さらに、平成27年2月24日の学内理事会、および同年3月17日の理事会でも、大学として役職上の正当な業務であったという趣旨で「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成27年2月24日付・学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認したのであり、それは評議員会（平成27年3月17日）でも了承されております。上記の一連の経過を当然承知している徳永学長や草薙副学長を含め、理事会や評議員会では異論なく了承しており、学校法人として井形および池島の行為は「役職上の正当な行為」として結論づけたということです。なぜ今頃になって、「井形および池島の行為が正当な業務ではない」かのような意見が学内外で出されるのは理解しかねます。

③さらに、当時の学長執行部にも問題性を含んでいると考えます。徳永学長（理事）は、前述の通り、一連の事情や手続を承知しています。また、草薙副学長（理事）や山田文明学長補佐は、証拠書類と出されたテープや反訳の通り、吉井氏と会ってこの特任教員の件について話をしています。つまり、当時の学

長執行部は、吉井氏の件について情報共有をしたかは定かではありませんが、少なくとも各人は一連の事実を認知していたのです。もし井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為に問題があるのであれば、学長執行部として協議をすべきであるし、当時の連絡協議会や学内理事会を含む理事会で問題を提起すべきであったはずです。こうした場面で、何ら一切の指摘を受けなかったものであることからすれば、井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為は正当であつといえる。仮に、その行為のどこかに問題があるのであれば、学長執行部の各人は、学長執行部で協議をする、あるいは連絡協議会でその問題を指摘するなどの責務を負っているし、理事である徳永学長および草薙副学長にあっては理事会でそうした問題を報告する義務があるはずです。そうした義務が果たされていないのであれば、それこそ職務違反（善管注意義務違反）なのではないでしょうか。

④最後に、我々が大阪高判の結論を受けて上告しなかったのは、吉井氏の地位が確認されないという勝訴判決を確保するという法人（理事会）の判断に従ったためです。その前提として、前述の通り、平成27年2月24日の学内理事会、および同年3月17日の理事会・同日の評議員会において、「本学元教員による名誉毀損、業務妨害行為について」（平成27年2月24日付・学校法人大阪経済大学）を正式公表すると承認し、少なくとも、学校法人として井形および池島の行為は「役職上の正当な行為」として結論づけられたからなのです。

以上のように、吉井氏の特任問題について述べさせていただきました。今頃になって井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為が正当でなかったかのような意見が学内外で出されることは、甚だ遺憾であります。学校法人として認めていた行為を遡及的に問題視するというのは非常に危険な行為です。我々教学サイドで行ってきたことを学校法人が正当な業務として認めていたにもかかわらず、その学校法人が事後遡及的に糾弾することは、教員を不安におとしめる行為です。こうした考えの基、我々は、井形や池島の行為を含めた経営学部の一連の行為について、当該経営学部教授会において確認を求めるに至った次第であります。

以上

これは正本である。

令和2年3月26日

大阪地方裁判所第24民事部

裁判所書記官 春日 秀

